

青梅市教育委員会の教育施策

『**ゆめ**をはぐくみ、**み**をむすぶ青梅の教育』

—令和8年度教育施策の概要・

青梅市教育推進プラン—

青 梅 市 教 育 委 員 会

「青梅子どもルール」

～ 5 つの約束～

- 1 日常生活の中でみんながなかよく過ごすための大切なルール
**明るく なかよく 元気よく、
思いやりの心をもって行動しよう**
- 2 学校生活の中でみんなと楽しく過ごすための大切なルール
**みんなと協力し、力を合わせて、
何ごともりのりこえていこう**
- 3 生涯にわたって豊かな人間関係を築くための大切なルール
心やさしく、笑顔であいさつをしよう
- 4 青梅の郷土を愛するための大切なルール
豊かな自然を愛し、文化や伝統を大切にしよう
- 5 健康でたくましく生きていくための大切なルール
いのちの尊さを知り、自分の体を大切にしよう

平成 16 年 11 月 3 日 決定

目 次

I	青梅市教育委員会の教育目標	5
II	青梅市教育委員会の基本方針（令和8年度）	6
III	令和8年度青梅市教育委員会の主な教育施策	17
IV	令和8年度主な教育施策の事業内容	27
V	青梅市教育推進プラン 有識者からの提言	73

I 青梅市教育委員会の教育目標

青梅市の教育は、郷土の歴史と文化を尊重し、文化の継承と豊かな青梅の創造を目指し、平和な国家および社会の形成者として自主的かつ進取の精神にみちた健全な人間の育成と広く国際社会に生きる市民の育成とを期して、行われなければならない。

また、社会や時代の変化に伴う課題をとらえ、将来の展望をもった広い視野に立つ柔軟な発想を基に、未来を担う人間の育成を図ることが重要である。

青梅市教育委員会は、このような考え方に立つとともに、日本国憲法および教育基本法にのっとり、以下の「教育目標」にもとづき、学校教育および社会教育を推進する。

[青梅市教育委員会教育目標]

青梅市教育委員会は、子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、郷土を愛する人間性豊かな市民として成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員としての自覚をもち、勤労と責任を重んじ、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育の充実、推進を図る。

また、学校教育および社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、自らの目標を目指して学び、互いに認め、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は活力ある地域の中で、家庭、学校および地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行うものであるとの認識に立って、すべての市民が教育に参加することを目指していく。

(平成13年12月4日 青梅市教育委員会決定)

(平成17年 2月3日 青梅市教育委員会改訂)

Ⅱ 青梅市教育委員会の基本方針（令和8年度）

青梅市教育委員会では、教育目標を達成するため、年度ごとに基本方針を定めています。

令和8年度については、次のように基本方針を定めました。

【基本方針1】 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての市民が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、協調と責任ある行動をとり、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められている。

そのために、人権教育および心の教育を充実させるとともに、社会の一員としての自覚や公共心をもち自立した個人（青梅の子）を育てる教育を推進する。

1 人権教育の推進

あらゆる偏見や差別、いじめをなくすために、人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進する。

2 心の教育の推進

児童・生徒が自他をいつくしみ生命を大切にし、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるために道徳教育の充実を図るとともに、交流および共同学習等を通して障害への理解を深める教育の充実を図る。

また、真善美などの人間的な価値観を養うために、地域の図書館、博物館、美術館の資料を活用した情報の発信や鑑賞等の学習活動を充実させ、家庭・学校・地域等が協働した心の教育を推進し、豊かな情操教育の推進を図る。

3 健全育成の推進（いじめ対策・不登校支援、生活習慣に関する指導の充実）

児童・生徒が健康で明るい生活を営み、豊かな人間性と社会性を身に付けられるようにするために、自ら生活習慣を改善し充実させることができる実践力をはぐくむ取組を推進する。

また、家庭・学校・地域および行政と関係諸機関の連携を一層推進し、児童・生徒の基本的な生活習慣の確立、規範意識の高揚、公共心の育成を図り、健全育成を推進する。

いじめ防止、不登校支援、児童虐待の防止については、児童・生徒が安心・安全に生活できるよう、家庭・学校・地域および行政と関係諸機関の連携をよ

り一層推進し、児童・生徒一人ひとりに寄り添いながら早期発見、早期対応を図る。

4 社会に貢献できる個人の育成

相互の支え合いと秩序のある社会を目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、協調と責任ある行動をとることができる個人を育てるために、社会体験や奉仕活動、地域との交流活動等の社会と連携した教育の機会を充実させる。

5 地域に根ざした郷土愛をはぐくむ教育の推進

地域に住む人々の暮らしや心情への理解を深め、地域に愛着をもち、地域の一員として貢献する人材を育成する。

また、地域人材の活用、関係施設や機関との連携を通して、青梅の美しい自然や伝統・文化に触れる「青梅学」など、青梅らしさを生かした特色ある教育の推進を図り、郷土愛をはぐくむ。

【基本方針2】 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

国際化や高度情報化など社会の変化に対応できるよう、児童・生徒一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められている。

そのために、基礎的・基本的な学力の向上を図り、児童・生徒の個性と創造力を伸ばす教育などを重視するとともに、広く国際社会に生きる市民を育成する教育を推進する。

1 学力の向上

基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組を推進する。そのために、一人1台学習用端末を含めたICT機器等の効果的な活用、習熟度別による指導、総合的な学習の時間等の学習を工夫・改善し、多様化する児童・生徒一人ひとりに応じた指導の充実を図る。全国学力・学習状況調査の実施に当たっては、調査結果の分析・考察を踏まえ授業改善につなげる。

家庭学習等の充実を図るため、「分かる授業・魅力ある授業」を通して、児童・生徒の学習意欲を高める。あわせて、放課後や長期休業日等に学習の機会を設け、学力の向上を図る。

2 健康の保持増進・体力向上

児童・生徒一人ひとりが豊かな個性を発揮できるよう、基盤となる健康や体力に対する意識を高め、健康の保持増進に向けた能力をはぐくむ。そのために、各学校において保健指導・保健学習の充実を図るとともに、食育リーダーを活用した食に関する指導の充実や体力テストの結果の活用を図る。また、学校医や学校歯科医と連携し、健康診断等を通じて児童・生徒の健康状態の把握と適切な指導を行うとともに、学校保健に関する最新の課題や動向にも対応する。さらに、家庭・学校・地域が連携・協力した健康・体力づくりを推進するとともに、運動部活動の振興に向けた支援の充実を図る。

3 国際理解教育の推進

児童・生徒が、グローバル化の進展する世の中で必要な資質や能力をはぐくむため、多様な文化理解、様々な国や地域の人々と協力する態度の育成など、国際理解教育の推進を図る。また、体験的な学習活動を通じて、SDGs、多様性や共生社会等について学ぶことで、日本人としての自覚と誇りをもった国際感覚の醸成を図る。

外国人英語指導助手を活用するとともに、小・中連携を強化し、小学校における外国語活動および外国語、中学校での英語教育を充実させる。

4 情報教育の推進

高度に情報化した社会で活躍できる力をはぐくむために、各学校に整備されたICT環境を効果的に活用し、学習活動に一層の充実と授業改善を図る。

5 キャリア教育の充実

児童・生徒が学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すキャリア教育の視点から、職業に関する調べ学習や職場訪問、職場体験等を通して、働く人々や地域の人々との交流を深める教育活動の充実を図る。

また、自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する力を育て、夢を実現するための手立てとして、大学、専門学校、NPO法人、企業等の訪問（オンラインを含む。）を推進する。

6 特別支援教育の充実

障害の有無にかかわらず、すべての児童・生徒が、一人ひとりの能力を最大限に伸ばしながら、自立し社会参加できる力を培うために、「青梅市特別支援教育実施計画第七次計画（令和8～10年度）」にもとづき、特別支援教育・インクルーシブ教育を推進する。

また、医療的ケア児およびその家族に対する支援体制の充実を図る。

就学相談については、相談内容に応じた適切な助言を行い、教育相談所、学校および関係機関との連携を図り、組織的な支援を実施し、個別のニーズに応じた適切な就学先の検討を行う。

7 教育相談機能の充実

いじめ、不登校、発達障害、集団不適応、学習相談等の多様な課題に対応するために、心理相談員やスクールソーシャルワーカーによる相談機能を高めるとともに、派遣相談の充実を図る。また、スクールカウンセラー等を活用した相談体制の充実を図るとともに、教育支援センター（ふれあい学級）および登校支援室と学校との連携を強化し、学校支援体制の充実を図る。

8 小・中学校における一貫教育の推進

青梅の良さや各中学校区の特徴を生かした取組を通して、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す。そのために、各中学校区における目指す児童・生徒像を設定し、9年間の義務教育を見通した学習指導、健全育成、特別支援教育の充実を図る小・中学校一貫教育を推進する。

9 幼児期の教育と小学校教育の接続

小学校入学当初に、幼稚園、保育所等からの学びの連続性を確保するために、学校と園との連携や園児と小学生との交流活動を推進するとともに、第1学年のスタートカリキュラムを充実させる。

10 小規模特別認定校制度の継続

豊かな自然、歴史および伝統ある地域の中で、少人数でふれあいに満ちた特色ある教育活動に取り組んでいる小規模特別認定校において、教育を受けることを希望する保護者および児童・生徒に対して、一定の条件のもと、他の通学区域からの受入れを継続する。

【基本方針3】 生涯学習の推進と社会教育の充実

市民が生涯を通じ、主体的に学習機会を選択して学ぶことができるような生涯学習社会を実現することが求められている。

そのために、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづいた施策の推進に努めるとともに、学習環境を整備し、「ともに学んで生きるまち」を目指して社会教育の充実を図る。

1 生涯学習の推進

市民が生涯を通じ、主体的に学習機会を選択して学び、その成果を生かしていくことができるよう、「第7次青梅市生涯学習推進計画」にもとづき、家庭、学校、地域および関連機関との連携を密にして、市民の生涯学習を総合的・広域的に推進する。

2 生涯学習の環境整備

生涯学習の機能の充実を図るため、市民の学習要望の把握と学習情報・機会の提供および講師・指導者等の登録制度の充実など、学習環境の整備に努める。

3 青少年の体験活動の充実

自然体験活動を中心に多様な体験活動を通して、青少年の自立を支援し、集団的活動における協調性やリーダーとしての資質向上を図る。

4 家庭教育への支援

子どもたちの生活習慣の確立、基本的な価値観の形成および社会的なマナーを身につける最初の場である家庭の教育力向上を図るため、講演会の開催などにより、家庭教育・幼児教育への支援に努める。

5 地域における健全育成の推進

地域社会の中で、心豊かで健やかな子どもをはぐくむために、地域と連携し、体験・交流活動の環境づくりを推進する。

6 学校開放の推進

生涯学習を広域的に推進するために、学校教育と連携を図り、学校施設の有効活用など、学校のもつ機能を市民の生涯学習事業に活かした学校開放の推進に努める。

7 図書館事業の推進

市民が自主的に調べ学ぶことができる環境を提供するために、「青梅市図書館基本計画」および「第5次青梅市こども読書活動推進計画」にもとづき、図書等資料（電子書籍を含む。）の継続的な整備を行うとともに、図書館事業の充実、学校司書の配置による学校図書館支援の強化および図書館ボランティアとの協働などに努める。

また、新青梅図書館（仮称）の開館準備を開始する。

8 文化複合施設等の整備

文化複合施設の整備を推進するとともに、新青梅図書館（仮称）の建設に向けて、環境整備に努める。

【基本方針4】 生涯を通じた多様なスポーツ・レクリエーションの振興

市民が生涯に渡ってスポーツ・レクリエーションに励み、それぞれのライフステージ・スタイルに応じた多様な関わり方で、スポーツに親しむことができる環境の構築が求められている。

そのために、「青梅市スポーツ推進計画」にもとづいた施策を推進し、「する」「みる」「ささえる」などの多様な観点から、自発的にスポーツに関わることができる環境の実現を目指す。

1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

「第2期青梅市スポーツ推進計画」にもとづき、スポーツを通じてすべての市民が、幸福で豊かな生活を営むことができるまちの実現に向けて、スポーツ・レクリエーション環境の充実に努める。

2 誰もが楽しむことができるスポーツの普及

ボッチャをはじめとするパラスポーツやデジタル技術を活用したeスポーツ等を通じ、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツを楽しむことができる機会の提供に努める。

3 歴史あるスポーツ大会の継承と発展

市民マラソンの草分けである青梅マラソン大会や奥多摩溪谷駅伝競走大会等の歴史ある競技大会の実施と更なる発展により、地域の活性化およびスポーツに対する市民の意識向上を図る。

4 魅力的なスポーツ施設の整備

青梅市スポーツ施設ストック適正化計画との整合性を図りながら施設の維持管理を行うとともに、利用者が継続的かつ快適にスポーツを楽しむことができる環境の整備・検討を行う。

【基本方針5】 文化・芸術の振興

市民が生涯を通じて、文化・芸術に親しむ機会の充実が求められている。そのため、優れた文化・芸術や貴重な文化財を通じ、市民がひとしく文化を享受し、創造活動ができるよう文化・芸術活動への支援に努める。

1 文化財の保存・活用

長い歴史の中で培われてきた貴重な文化財を適切に保存するため、文化財の指定に向けて取り組むとともに、市民への普及・啓発活動に努め、郷土に対する意識をはぐくむ。

また、文化財保存活用地域計画の策定について、検討する。

2 伝統文化の継承

市内に伝わる祭礼行事や年中行事などを多くの人々に知っていただくため、情報発信などの周知を行うとともに、伝統文化の継承に向けて、これらの活動に対する支援を行う。

3 文化・芸術活動の振興

各種文化・芸術団体と連携、協働することで、文化・芸術に関する学習および創作活動を支援し、市民が優れた文化・芸術に触れる機会を提供する。

4 文化施設的环境整備

市民が文化・芸術を鑑賞する場を確保するため、休館中の郷土博物館は移転について検討し、改修工事が終了した美術館は再開館に向けた準備を進めるとともに、普及活動に努め、ホームページ等による情報発信等ソフト面の充実を図る。

5 吉川英治記念館の運営

吉川英治記念館の指定管理者と連携しながら、吉川英治の功績や魅力を伝える事業に取り組むとともに、敷地内の建物や庭園、収蔵資料の保存・活用に向けた計画を策定し、適切な維持管理に努める。

【基本方針6】 「市民の教育参加の促進」と「主体的な教育行政の推進」

家庭・学校・地域が相互に連携・協力をすることによって、すべての市民の教育参加を進め、教育行政を力強く展開していくことが求められている。

そのために、青梅市の特性を生かした主体的な教育行政を推進するとともに、市民からより信頼され親しまれる学校づくりに向けて、学校経営の改革を進めていく。

1 将来を見通した教育施策の推進

将来の青梅市を見通した教育を創造し、時代の変化に即した教育施策の推進を図るために、「青梅市教育推進プラン」の提言を踏まえた施策を実施する。

2 社会に開かれた学校づくりの推進

保護者や市民から学校運営等への支援を一層得るために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進する。また、学校関係者評価を実施し、その結果を公表することなどして「社会に開かれた学校づくり」を推進する。

3 特色ある学校づくりの推進

教育活動の充実および活性化を図るために、家庭・学校・地域が一体となって、活力ある学校づくりを進めるとともに、地域の実情、児童・生徒の実態に応じた特色ある学校づくりを推進する。

4 安全・安心な学校づくりの推進

日常の教育活動や登下校時等の安全指導・管理、安全確保の徹底を図るために、家庭・学校・地域・関係諸機関が相互に連携した安全・安心な学校づくりを一層推進する。また、始業前の児童の見守り事業の拡充に向けた試行継続、新入学児童等を対象としたクマよけ鈴の配付、拘束機能付きさすまたの各校配備、学校および通学路の環境整備ならびに管理運営体制の充実に努め、安全確保対策を推進する。

5 学校給食の充実

安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めるとともに、学校との連携を密にし、食育の推進を図る。

また、「学校給食センター施設整備基本計画」にもとづき、新学校給食センターの新築工事を進めるとともに、令和9年4月の稼働に向けた運営に関する準備を進める。

6 学校経営の充実

年間を通じた学校評価システムの効果的な運用を推進し、学校経営の改善・充実を図る。また、校長、副校長、主幹教諭を中心とした組織的な運営体制の充実を図り、校内の各分掌組織を効果的に活用し、自主的・自律的な学校経営を推進する。

7 教職員の資質・能力の向上

教職員が児童・生徒への理解を深め、指導と評価の一層の改善・充実を図るとともに、教育にかかわる諸課題を解決する資質や能力を高めるために、各種研究事業の支援および職層・キャリアに応じた教員研修等の充実を図る。

8 教職員の服務規律の確保

教職員による体罰や法令違反等の服務事故の防止を徹底するために、教育委員会においては定例の校長会および副校長会にて管理職に対する指導を行う。また、各校内においては毎年7月と12月に東京都が実施する服務事故防止月間の重点的な研修指導や日々の管理職が行う服務指導などを通して、教育公務員としての自覚や法令遵守の意識を高め、学校教育に対する信頼の確保に努める。

9 学校における働き方改革の推進

校務支援システムや出退勤システムの活用、心理士や医師によるメンタルヘルス相談の充実など、教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の向上を図るとともに、令和7年度に改訂した「学校における働き方改革推進プラン」にもとづき、学校における働き方改革を更に推進する。

10 学校施設の再編および環境整備

令和5年度に改訂された「青梅市公共施設等総合管理計画」および「青梅市学校規模適正化基本方針」にもとづき、児童・生徒の教育環境の抜本的な改善・向上を図るため「青梅市立学校施設のあり方審議会」および「青梅市学校規模適正化検討委員会」において、学校施設の再編について検討を進めるとともに、「青梅市学校施設個別計画」の改訂作業を進める。

また、「青梅市学校施設個別計画」にもとづき、老朽化対策としての校舎の屋上防水・外壁等改修、屋内運動場の屋根・外壁等改修および非構造部材耐震化の各工事を計画的に実施するほか、校舎・屋内運動場等の照明LED化工事など、児童・生徒の教育環境の改善・向上を図る。

11 教育委員会の機能の充実

開かれた教育行政を推進するため、取組内容や結果について、引き続き速やかで積極的な情報発信を行うとともに、市民の意見や要望に耳を傾け、家庭・学校・地域との一層の連携を深め、主体的な活動と機能の充実を図る。

また、市民への情報発信力を強化するため、教育委員会ホームページの内容の更なる充実を図る。

12 市長部局との連携

より一層民意を反映した教育行政を推進するため、総合教育会議等を通じて、市長部局との連携を図る。

教育目標	平成13年	12月	4日	青梅市教育委員会決定
教育目標一部改訂	平成17年	2月	3日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成18年	1月	12日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成19年	1月	11日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成20年	2月	21日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成21年	2月	2日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成22年	2月	4日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成23年	2月	3日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成24年	2月	2日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成25年	2月	14日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成26年	2月	6日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成27年	2月	5日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成28年	2月	8日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成29年	2月	16日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成30年	2月	16日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成31年	2月	13日	青梅市教育委員会決定
基本方針	令和2年	2月	14日	青梅市教育委員会決定
基本方針	令和3年	2月	17日	青梅市教育委員会決定
基本方針	令和4年	2月	16日	青梅市教育委員会決定
基本方針	令和5年	2月	22日	青梅市教育委員会決定
基本方針	令和6年	2月	21日	青梅市教育委員会決定
基本方針	令和7年	2月	19日	青梅市教育委員会決定
基本方針	令和8年	2月	19日	青梅市教育委員会決定

Ⅲ 令和8年度 青梅市教育委員会の主な教育施策

青梅市総合長期計画の考え方を踏まえ、令和8年度に青梅市教育委員会が実施する主な施策をまとめました。

ここに示す施策は、「青梅市教育委員会の基本方針（令和8年度）」（P6～16）のそれぞれのテーマに沿った施策となっています。

※ ☆＝新規事業、◇＝重点または拡充事業

※ 新規事業、重点または拡充事業の中で、pの記載があるものは、該当するページに事業の詳細を掲載しています。

※ 基本方針ごとに対応する教育施策を掲載しています。

【基本方針1】 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての市民が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、協調と責任ある行動をとり、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められている。

そのために、人権教育および心の教育を充実するとともに、社会の一員としての自覚や公共心をもち自立した個人（青梅の子）を育てる教育を推進する。

（P6～7）

1 人権教育の推進

＜施策＞

◇人権教育推進委員会による啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 27

2 心の教育の推進

＜施策＞

- ・ 道徳教育推進教師を校内組織に位置付けた組織的な道徳教育の推進
- ・ 道徳授業地区公開講座の実施
- ・ 音楽・美術などに関する発表会やコンクールなどへの積極的な支援

3 健全育成の推進（いじめ対策・不登校支援、生活習慣に関する指導の充実）

＜施策＞

- ◇学校いじめ総合対策年間計画をふまえた組織的な対応・・・・・・・・ p 28
- ◇不登校児童・生徒への組織的な支援・・・・・・・・・・・・・・・・ p 29
- ・ 児童虐待防止に向けた関係諸機関と連携した対応
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理相談員等の効果的な活用

4 社会に貢献できる個人の育成

<施策>

- ・社会体験活動の推進・充実
- ・奉仕活動の推進・充実
- ・生涯学習事業への参加・参画の促進

5 地域に根ざした郷土愛をはぐくむ教育の推進

<施策>

- ◇各学校の地域性を生かした「青梅学」の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ p 30
- ・地域の伝統・文化に親しむ機会の促進
- ・地域の交流活動への参加の促進
- ・地域の自然を生かした体験学習の充実
- ・青梅市伝統文化奨励表彰の実施
- ・文化・伝統・芸術講座の充実

【基本方針2】 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

国際化や高度情報化など社会の変化に対応できるよう、児童・生徒一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められている。

そのために、基礎的・基本的な学力の向上を図り、児童・生徒の個性と創造力を伸ばす教育などを重視するとともに、広く国際社会に生きる市民を育成する教育を推進する。

(P 7 ~ 9)

1 学力の向上

<施策>

- ◇学力向上5ヶ年計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ p 31
- ・研究指定校による研究の推進
- ・放課後や長期休業日等の学習の機会の充実
- ・学力向上に資する一人1台端末を含めたICT機器やデジタル教材の活用
- ・習熟度別による指導の充実
- ・放課後や長期休業日等の学習の機会の充実

2 健康の保持増進・体力向上

<施策>

- ・学校医・学校および教育委員会との連絡会議の実施
- ・青梅市学校歯科保健連絡会との連携

- ・食物アレルギー対策の充実
- ・児童・生徒の健康診断の適正かつ円滑な実施
- ・適切な保健管理の実施と指導の充実
- ・体力テストの実施と結果の活用
- ・部活動振興の推進および部活動指導員の活用

3 国際理解教育の推進

<施策>

- ◇TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS を活用した体験的な英語学習の充実
 p 32
- ・外国人英語指導助手の活用
- ・日本語指導が必要な児童・生徒への支援の充実
- ・共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献する態度の育成

4 情報教育の推進

<施策>

- ◇G I G Aスクール構想の実現および充実 p 33
- ・ICT活用支援員の派遣等による校務支援システム活用および授業への支援
- ・教育委員会および各学校間を結ぶコンピュータネットワーク運用支援体制の充実

5 キャリア教育の充実

<施策>

- ・ゲストティーチャー等を活用したキャリア教育の充実
- ・中学校における職場体験の実施およびオンライン職業講話等の実施

6 特別支援教育の充実

<施策>

- ・青梅市特別支援教育推進協議会の実施
- ◇小・中学校への学校教育活動支援員の配置 p 34
- ・専門家による巡回・訪問相談の実施
- ・特別支援教育の理解・啓発（研修会の実施、リーフレットの作成・配付）
- ・就学支援シートの有効活用
- ・学生支援員の活用
- ・都立特別支援学校との連携の推進
- ・副籍制度による交流活動の推進
- ◇就学相談の実施 p 35
- ◇医療的ケア児およびその家族に対する支援の充実 p 36

7 教育相談機能の充実

< 施策 >

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理相談員等の効果的な活用（再掲）
- ・学校と家庭の連携推進事業の実施
- ・教育相談所および学校における教育相談の充実
- ・学校教育相談研修の充実

8 小・中学校における一貫教育の推進

< 施策 >

- ・中学校区を中心とした小・中学校一貫教育の実施

9 幼児期の教育と小学校教育の接続

< 施策 >

- ・就学前教育カリキュラムを活用した就学前教育との円滑な接続の推進

10 小規模特別認定校制度の継続

< 施策 >

- ◇小規模特別認定校（成木小学校・第七中学校）における児童・生徒確保の推進と教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 37

【基本方針3】 生涯学習の推進と社会教育の充実

市民が生涯を通じ、主体的に学習機会を選択して学ぶことができるような生涯学習社会を実現することが求められている。

そのために、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづいた施策の推進に努めるとともに、学習環境を整備し、「ともに学んで生きるまち」を目指して社会教育の充実に図る。

(P 10～11)

1 生涯学習の推進

< 施策 >

- ◇生涯学習まちづくり出前講座の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ p 38
- ◇生涯学習フェスティバル・釜の淵新緑祭の開催・・・・・・・・ p 39
- ・各種講座の実施
- ・国際理解講座の実施

2 生涯学習の環境整備

<施策>

- ◇生涯学習情報の提供（生涯学習だよりの発行、ホームページへの掲載）・・・ p 40
- ・指導者等人材登録制度の充実

3 青少年の体験活動の充実

<施策>

- ◇体験教室の推進・・・ p 41
- ◇青少年リーダーの育成・・・ p 42

4 家庭教育への支援

<施策>

- ◇家庭教育講演会の実施・・・ p 43

5 地域における健全育成の推進

<施策>

- ・青少年委員協議会による体験活動の実施

6 学校開放の推進

<施策>

- ・学校施設の開放

7 図書館事業の推進

<施策>

- ・指定管理者による管理運営の充実
- ・図書館電子書籍サービスの提供
- ◇第5次青梅市こども読書活動推進計画の推進・・・ p 44
- ・図書館ボランティア等との協働の推進

8 文化複合施設等の整備

<施策>

- ◇文化複合施設の整備・・・ p 45
- ◇新青梅図書館（仮称）の整備・・・ p 46

【基本方針4】生涯を通じた多様なスポーツ・レクリエーションの振興

市民が生涯に渡ってスポーツ・レクリエーションに励み、それぞれのライフステージ・スタイルに応じた多様な関わり方で、スポーツに親しむことができる環境の構築が求められている。

そのために、「青梅市スポーツ推進計画」にもとづいた施策を推進し、「する」「みる」「ささえる」などの多様な観点から、自発的にスポーツに関わることができる環境の実現を目指す。

(P11~12)

1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

<施策>

- ◇スポーツDAY青梅の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 47
 - ・柔剣道教室の実施
 - ・市民スポーツ大会の開催
 - ・指定管理者による各種スポーツ事業の実施

2 誰もが楽しむことができるスポーツの普及

<施策>

- ◇スポーツ・ダイバーシティ推進事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ p 48
- ☆eスポーツ大会・交流会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・ p 49
 - ・ウォーキングフェスタの開催

3 歴史あるスポーツ大会の継承と発展

<施策>

- ◇青梅マラソン大会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 50
- ◇奥多摩溪谷駅伝競走大会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・ p 51

4 魅力的なスポーツ施設の整備

<施策>

- ◇スポーツ施設の適切な維持管理に向けた修繕等の実施・・・・・・・・ p 52

【基本方針5】 文化・芸術の振興

市民が生涯を通じて、文化・芸術に親しむ機会の充実が求められている。
そのために、優れた文化・芸術や貴重な文化財を通じ、市民がひとしく文化を享受し、創造活動ができるよう文化・芸術活動への支援に努める。

(P 12)

1 文化財の保存・活用

< 施策 >

- ◇ 指定文化財の保存事業費補助事業 p 53
- ◇ 旧吉野家住宅の保存・活用 p 54

2 伝統文化の継承

< 施策 >

- ◇ 無形民俗文化財保存団体への支援 p 55

3 文化・芸術活動の振興

< 施策 >

- ◇ 芸術文化祭の開催 p 56
- ◇ 芸術文化の奨励 p 57
- ・ 学校教育との連携

4 文化施設の環境整備

< 施策 >

- ◇ 郷土博物館の移転に向けた検討 p 58
- ◇ 美術館の再開館に向けた準備 p 59
- ◇ ホームページ等による情報発信の充実 p 60

5 吉川英治記念館の運営

< 施策 >

- ◇ 指定管理者による集客事業の実施 p 61

【基本方針6】「市民の教育参加の促進」と「主体的な教育行政の推進」

家庭・学校・地域が相互に連携・協力をすることによって、すべての市民の教育参加を進め、教育行政を力強く展開していくことが求められている。

そのために、青梅市の特性を生かした主体的な教育行政を推進するとともに、市民からより信頼され親しまれる学校づくりに向けて、学校経営の改革を進めてい

(P13~15)

1 将来を見通した教育施策の推進

<施策>

- ・「総合教育会議」による市長部局との連携
- ・「青梅市教育推進プラン」の提言を踏まえた施策の展開

2 社会に開かれた学校づくりの推進

<施策>

- ◇コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進・・・・・・・・・・ p 62
- ・学校評価による学校運営の改善・発展

3 特色ある学校づくりの推進

<施策>

- ・学びと心の育成事業の実施

4 安全・安心な学校づくりの推進

<施策>

- ◇「青梅子ども110番の家」の運用・・・・・・・・・・ p 63
- ・防災無線による帰宅放送の実施
- ・各校における安全講習の実施
- ・始業前の児童の見守り事業の拡充
- ◇児童・生徒の安全・安心な環境の確保に向けた取組の推進・・・・・・・・ p 64

5 学校給食の充実

<施策>

- ◇学校と連携した食育の推進と食に関する指導の充実・・・・・・・・・・ p 65
- ・給食だより・青梅産野菜の日を活用した食に関する指導の推進
- ◇新学校給食センター整備事業の推進・・・・・・・・・・ p 66

6 学校経営の充実

<施策>

- ・ 学校評価システムによる経営改善の充実
- ・ 児童・生徒による授業評価の実施
- ・ 管理職研修の充実
- ・ 主幹教諭を活用した各学校におけるOJTの充実

7 教職員の資質・能力の向上

<施策>

- ・ 教育研究発表会の実施
- ・ 教育研究校の指定

8 教職員の服務規律の確保

<施策>

- ・ 服務通達・通知の徹底
- ・ 各学校における服務規律の確保のための研修会の実施

9 学校における働き方改革の推進

<施策>

- ・ 統合型校務支援システムの活用による業務の効率化・平準化
- ・ 出退勤管理システムの活用によるタイムマネジメント意識の向上
- ・ 副校長補佐の活用
- ・ スクール・サポート・スタッフの活用
- ・ エデュケーション・アシスタントの活用
- ・ 社会の力活用事業の活用
- ・ ストレスチェックおよび心理相談の充実

10 学校施設の再編および環境整備

<施策>

- ◇ 学校施設再編の推進 p 67
 - ・ 青梅市学校施設個別計画の推進
- ◇ 小・中学校外壁および屋上防水（屋根）等改修工事の実施 p 68
- ◇ 小・中学校屋内運動場等非構造部材耐震化工事の実施 p 69
- ◇ 小・中学校校舎および屋内運動場LED化工事の実施 p 70
 - ・ その他小・中学校の施設改修の実施

11 教育委員会の機能の充実

<施策>

- ・教育委員研修会への参加

◇教育に関する事務の管理・執行の状況の点検および評価の実施・・・・・・・・ p 71

- ・学校および社会教育施設等への視察訪問の実施

- ・教育委員会ホームページの内容の充実

- ・教育委員会会議録の公開

◇教育法務相談員の継続配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 72

12 市長部局との連携

<施策>

- ・「総合教育会議」による市長部局との連携（再掲）

IV 令和8年度 主な教育施策の事業内容

基本方針【1】	施策名	1 人権教育の推進					
推進プラン柱【1】	提言(1) 1	提言内容	人権教育の充実				
主管課名	指導室	事業名	○人権教育推進委員会による啓発				
<p>【事業の目的】</p> <p>○ 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させる。</p> <p>【事業内容】</p> <p>人権教育推進委員会の開催</p> <p>(1) 開催回数 年間5回</p> <p>(2) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師を招聘した研修会の実施 ・職層に応じた東京都教育委員会主催「人権教育研究協議会」への参加 ・近隣市町村(青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡)の人権尊重教育推進校の実践報告を踏まえた各校の人権教育の推進(令和7・8年度は藤橋小学校が指定校) 							
<p>【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】</p>							
令和8年度目標	人権教育推進委員会において、研修した内容等について、自校で還元する。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価(最終年度のみ記入)						

<p>【項目説明】</p> <p>事業期間：網がけで表記。中期継続事業＝該当する年度に網がけ 長期継続事業＝長期継続に網がけ</p> <p>年度別仕事量%：事業に対する各年度の仕事割合。単年度完結事業の場合は100%、複数年度は合計で100%。</p> <p>年度別評価：各年度の事務事業点検および評価の結果を、評価記号により表記。</p> <p>〈凡例〉評価記号</p> <p>◎＝年度目標は達成され、事業目標の達成に向け順調である</p> <p>○＝年度目標はおおむね達成され、事業目標の達成に向けおおむね順調である</p> <p>△＝年度目標の達成状況は低く、事業目標の達成に向け一部困難な課題がある</p> <p>×＝年度目標はほとんど達成されず、事業目標の達成に向け困難な課題がある</p> <p>－＝新型コロナウイルス感染症対策等により、目標達成のための事業や取組ができず、評価不能を意味する(R5評価まで)</p> <p>(注1) 評価記号に「※」が付してあるものは、通常の評価でなく、新型コロナウイルス感染症対策等により、様々な制限等がある中で実施した取組の評価(R5評価まで)</p> <p>(注2) 事業期間総合評価(最終年度のみ記入)：中・長期継続事業の総合評価を、最終年度に表記。</p>	
---	--

基本方針【1】	施策名	3 健全育成の推進（いじめ対策・不登校支援、生活習慣に関する指導の充実）	
推進プラン柱【2】	提言（4）1	提言内容	心の教育の推進
主管課名	指導室	事業名	○学校いじめ総合対策年間計画をふまえた組織的な対応

【事業の目的】

- いじめの未然防止、早期発見および早期対応に向けて、家庭・学校・地域および行政と関係諸機関の連携をより一層推進し、早期発見、早期解決を図る。

【事業内容】

- いじめ総合対策年間計画（日付入り）の推進

教職員の意識向上と組織的対応の徹底を図るため、学校いじめ問題対策委員会、いじめ防止校内研修、アンケート調査（年間4回）、いじめに関する授業等を計画的に設定する。

 - 学校いじめ問題対策委員会による組織的対応、運営および点検
 - いじめに関する研修会の充実（未然防止、早期発見、早期対応および重大事態への対応）
 - いじめ等の発見のためのアンケートの実施（記名式3回、記名・無記名選択式1回）
 - SOSの出し方に関する教育の実施
 - 特別の教科道徳等によるいじめ防止に関する授業の実施
 - いじめ防止条例を踏まえたいじめの相談への対応
- 学校・家庭・地域および教育委員会との連携
 - 「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談
 - アンケート調査結果の公表
 - いじめ重大事態の定義とその理解
- 理解啓発、研修等
 - 校長会等におけるいじめ総合対策年間計画（日付入り）の作成と実施の周知
 - 生活指導主任会等におけるアンケート調査結果の分析
 - いじめ防止に関する研修会の実施
 - 児童・生徒および保護者向け相談窓口の周知

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	早期発見、早期対応により「いじめ解消率」を向上させる。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【1】	施策名	3 健全育成の推進（いじめ対策・不登校支援、生活習慣に関する指導の充実）	
推進プラン柱【2】	提言 (4) 4・5	提言内容	教育相談の充実 不登校児童・生徒に対する取組の充実
主管課名	指導室	事業名	○不登校児童・生徒への組織的な支援

【事業の目的】

- 長期欠席児童・生徒に対する相談および支援体制を充実させるとともに、学校、保護者、関係機関等が連携することで、児童・生徒の学校復帰および社会的な自立を目指す。

【事業内容】

- 1 長期欠席児童・生徒個人票の活用
 - (1) 3日連続欠席または月に5日以上欠席した児童・生徒について個人票を作成するとともに、電話連絡や家庭訪問等で必ず状況を確認するよう、各学校に周知徹底する。
 - (2) 累計30日以上欠席した児童・生徒の個人票は月ごとに集約し、登校支援室およびふれあい学級（教育支援センター）、教育相談所とも情報を共有し、学校、関係機関等が協力、連携して対応を検討する。
 - (3) 社会的な自立を目指すため、こども家庭センター、フリースクールなどの活用状況を把握し、連携を強化する。
 - (4) 一人1台端末を活用した長期欠席児童・生徒等への支援を推進する。
- 2 ふれあい学級（教育支援センター）と登校支援室の充実
 - (1) ふれあい学級（分室を含む。）については、学校復帰と社会的自立および居場所づくりの側面を踏まえた機能の充実を図る。
 - (2) 登校支援室のスクールソーシャルワーカーの人材確保に努め、よりきめ細かな支援ができるようにする。
 - (3) 登校支援室、こども家庭センター等を活用し、家庭と学校の連携を強化する。
- 3 チャレンジクラスの設置と運営
中学校1校へチャレンジクラスを設置し、不登校対策の充実を図る。
- 4 理解啓発、研修等
 - (1) 校長会等における不登校児童・生徒支援の周知徹底
 - (2) 生活指導主任会等における長期欠席児童・生徒の情報共有
 - (3) 児童・生徒および保護者向け相談窓口の周知
 - (4) 教育相談に関する研修等の実施による学校の相談体制の充実

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	不登校出現率を、東京都の平均以下に、学校復帰率を東京都の平均以上にする。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【1】	施策名	5 地域に根ざした郷土愛をはぐくむ教育の推進	
推進プラン柱【3】	提言(1)(4)	提言内容	青梅の伝統文化を生かした教育活動の推進 青梅の豊かな自然を題材にした教育活動の推進
主管課名	指導室	事業名	○各学校の地域性を生かした「青梅学」の充実

【事業の目的】

- 児童・生徒の主体的体験的な活動を通して、豊かな人間性を養う。
青梅市の自然・歴史・文化、産業、生活等に触れ、ふるさと青梅に対する郷土愛を育成する。

【事業内容】

1 青梅学推進委員会の開催

(1) 目的

- ・ふるさと「青梅」のよいところを再認識し、青梅に愛着と誇りをもって歴史や文化、自然、産業、景観、生活等について学ぶ「青梅学」を充実させ、青梅で学んだことに誇りを持ち、将来に希望をもって健やかに育っていけるようにする。

(2) 開催回数 年間1回

(3) 内容

- ・市内の施設や各学校の「青梅学」の取組についての情報交換等 (参考)
- ・令和4～7年度 各学校の青梅学の取組について情報交換
自然：御岳山、多摩川、霞川、永山丘陵、アマガサスの森 等
歴史：青梅市内の祭、地域の神社や寺 等
産業：青梅市内の企業（食品、工場）、農業、林業 等
文化：美術館、博物館、お囃子、神楽 等
- ・令和3年度 各学校の青梅学の取組について情報交換（オンライン）
- ・令和2年度 吉川英治記念館の見学
- ・令和元年度 第七小学校内「いろり庵」の見学

2 各小学校の実態に応じた御岳移動教室（校外学習）の実施

- ・宝物殿の見学、太々神楽の観賞等
- ・ロックガーデン等でのハイキング

3 小学校における森林体験学習の実施

- ・林業従事者からの林業についての講義
- ・市内の森林において樹木の伐採、運搬、皮むき等の体験

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	全小学校が児童の実態に応じて必要な学年に対して御岳周辺の校外学習を実施する。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【2】	施策名	1 学力の向上	
推進プラン柱【2】	提言(3) 1	提言内容	学力向上に向けた取組の推進
主管課名	指導室	事業名	○学力向上5ヶ年計画の推進

【事業の目的】

- 学力向上5ヶ年計画（令和5年度～令和9年度）にもとづき、児童・生徒の学力向上を図る取組を実施する。

【事業内容】

- 1 児童・生徒および保護者向けの啓発資料「家庭学習のすすめ」の作成、配布および活用
- 2 習熟度別クラスおよび少人数クラスによる授業の指導方法の充実と改善
- 3 学力向上対策事業の実施
 - (1) 放課後学習事業（ステップアップクラス）
 - (2) 中学3年生における学習支援事業（スタディ・アシスト）
- 4 学力向上推進委員会の開催
 - (1) 開催回数 年間3回
 - (2) 内 容
 - ・ 一人1台端末を含めたICT機器等を活用した授業改善について情報共有
 - ・ 国の学力調査結果の分析・考察および市の「学力向上5ヶ年計画」の達成状況について協議
 - ・ 「青梅市小・中学校 授業指針」を活用した授業改善および各学校の学力向上推進プランについて情報共有
 - ・ 学力向上、授業力向上のための資料の共有化と各校での活用
 - ・ 外部講師を招聘した学力向上に関する指導・助言
- 5 各校が作成する学力向上推進プランにもとづいた取組の充実

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	児童・生徒に継続して学ぶ習慣を身に付けさせるために、ICT機器などを活用した授業改善や、家庭学習の具体的方策等について検討と実践を進める。 また、知識・技能の確実な定着と、探究的な学習プロセスによる考え、表現する力の育成を目指す。						
年 度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	20	20	20	20	20		
評 価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【2】	施策名	3 国際理解教育の推進	
推進プラン柱【1】	提言(4)	提言内容	国際感覚をはぐくむ教育の推進
主管課名	指導室	事業名	○TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGSを活用した体験的な英語学習の充実

【事業の目的】

- TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGSで、日頃の英語授業で学習したことを実践的に活用するとともに、キャリア教育、国際理解教育、グローバル人材育成などの視点をもつ体験的活動を通して、学習意欲の向上を図る。

【事業内容】

- 1 TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGSを活用した体験的な英語学習の実施
 - (1) 外国を模した疑似空間で日常英会話で話す活動や、さまざまなテーマについて英語で学ぶ活動などを通して、学習意欲の向上を図る。
 - (2) 高度なトレーニングを積んだ英語講師（エージェント）との交流を通し、英語体験のみならず、グローバル社会への視野を広げる。
 - (3) 小学校6年生、中学校2年生を対象とした校外学習として計画し、入場料の助成をすることで保護者負担の軽減を図る。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	全校が活用できるように助成する。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【2】	施策名	4 情報教育の推進	
推進プラン柱【1】	提言(5)	提言内容	情報教育の推進
主管課名	指導室	事業名	○GIGAスクール構想の実現および充実

【事業の目的】

- 一人1台端末などのICT環境を効果的に活用し、学習活動の一層の充実と授業改善を図る。

【事業内容】

- 1 学校におけるICTを活用した学習の推進
 - (1) 児童・生徒の学習用端末や大型提示装置等を使って、視覚的にも理解させる。
 - (2) 学習活動を焦点化し、児童・生徒の学習課題への理解を深めさせる。
 - (3) 一人ひとりの習熟度の程度に応じた学習を実践する。
- 2 家庭におけるICTを活用した学習の推進
 - (1) 週末や長期休業中等における端末を活用した学習を推進する。
 - (2) 長期欠席の児童・生徒に対し、学習用端末を活用し、中・長期的な支援の充実を図る。
- 3 理解啓発、研修等
 - (1) 年間を通じた教員研修の実施
 - (2) 各校にICT支援員を配置
 - (3) 情報教育推進委員会における各校のICTの効果的な活用についての情報共有

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	市内小・中学校教員が、授業において一人1台端末を効果的に活用した教育活動を実践できるようにする。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【2】	施策名	6 特別支援教育の充実	
推進プラン柱【2】	提言(6)	提言内容	特別支援教育の推進
主管課名	学務課	事業名	○小・中学校への学校教育活動支援員の配置

【事業の目的】

- 小・中学校へ学校教育活動支援員を配置して、教員が行う発達障害を含めた障がいのある児童・生徒や指導上の配慮を要する児童・生徒への教科指導および生活指導等に対し、支援や補助を行う。

【事業内容】

※令和8年度から会計年度任用職員に雇用形態を変更し待遇改善を図る。

- 1 小学校
青梅市立小学校17校に対して各1名を配置する。
【配置回数、配置期間】
原則、週に5日（1日4時間）、令和8年度から年間175回から200回に配置増とする。また、学校規模等により、必要に応じて加配を行う。
- 2 中学校
青梅市立中学校11校に対して各1名を配置する。
【配置回数、配置期間】
原則、週に2日（1日4時間）、年間70回とするが、学校規模等により、必要に応じて加配を行う。

※ 支援員の職務内容

- 1 教室で学習ができていく児童・生徒および発達障害等により特別な支援を必要とする児童・生徒への教科指導や生活指導の支援や補助
- 2 児童・生徒の話し相手
- 3 生活指導および特別支援教育の推進にかかる校長の指示する事項

※ 支援員の資格

- 1 学校教育・特別支援教育に関心をもち、子どもたちと一緒に活動できる方
- 2 小学校、中学校において学校生活・学習等の支援の経験がある方
- 3 小学校または中学校の教員免許をお持ちの方

* ただし、2、3については、望ましいものであり、必須要件ではない。

※ その他

学校教育活動支援員のほか、身体的な障がいにより配慮が必要な児童に対し介助員の配置を行う。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	雇用形態を会計年度任用職員に変更した支援員の配置により、教科指導や生活指導の更なる充実を図る。また、支援員対象の研修を実施し、特別支援教育の現状などに関する理解を促進することにより、児童・生徒への対応力向上や教員の支援・補助の充実を図る。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	◎				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【2】	施策名	6 特別支援教育の充実	
推進プラン柱【2】	提言(6)	提言内容	特別支援教育の推進
主管課名	学務課	事業名	○就学相談の実施

【事業の目的】

- 特別な支援を要する児童・生徒の適切な就学・転学に資する。

【事業内容】

- 1 特別な支援を必要とする児童・生徒の就学・転学について、保護者からの相談を受け、関係機関と連携し、適切な就学・転学先を選択するための支援を行う。
- 2 就学相談員3名と補助職員1名の体制で、平日午前9時15分から午後5時15分までの間、相談業務を行う。
- 3 現在、特別支援学校や特別支援学級に在籍しているまたは通級指導を受けている児童・生徒の転入予定者については、学務課で就学・転学相談業務を行う。
- 4 就学支援委員会の審議を受けた児童・生徒に対するフォローを学校と連携して行い、継続的な支援を実施する。
- 5 年間40回の就学支援委員会（定例会28回、特別支援教室等判定会12回）を基本とし、相談件数増加に呼応し、臨時会も柔軟に開催する。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
相談受付件数(A)	359	364	389	403	
転出・取り下げ等(B)	38	34	50	52	
最終審議結果(C) ((A)-(B))	321	330	339	351	

※令和7年度は、令和8年3月17日現在

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	特別な支援を必要とする児童・生徒の適切な就学・転学支援のため、丁寧で相談者に寄り添った就学相談をを行い、相談後の就学支援委員会で適正な就学先判定を行うことにより、児童・生徒の発達等の特性に応じた就学に結びつける。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	◎					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針【2】	施策名	6 特別支援教育の充実	
推進プラン柱【2】	提言(6)	提言内容	特別支援教育の推進
主管課名	学務課	事業名	○医療的ケア児およびその家族に対する支援の充実

【事業の目的】

- 医療技術の進歩等により、医療的ケア（人工呼吸器の使用やたん吸引、胃ろうによる経管栄養等）が日常的に必要な児童・生徒等の増加を背景に、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体および学校設置者の責務が法的に位置づけられた。このことに伴い、青梅市においても、令和4年10月、青梅市立学校医療的ケア実施要綱を制定し、医療的ケア対応を開始している。

【事業内容】

- 1 青梅市立小学校に在籍する医療的ケア児に対し、看護師によるケアを確実・安全に実施し、当該児童の支援と保護者の負担軽減を図る。
- 2 今後、医療的ケア（人工呼吸器の使用やたん吸引、胃ろうによる経管栄養等）が日常的に必要な児童・生徒等は増加すると考えられることから、国、都および他自治体の動向に注視するほか、先進自治体における支援や対応事例も参考としながら、医療的ケア実施体制の確立を図る。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	市立小学校に在籍する医療的ケア児（導尿）に対し、看護師によるケアを実施（年間193回予定）し、保護者の負担軽減を図る。 今後、増加すると考えられる医療的ケア（人工呼吸器の使用やたん吸引、胃ろうによる経管栄養等）が日常的に必要な児童・生徒等への対応について、庁内連絡会により情報共有を行い、適切な対応について検討する。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	◎	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針【2】	施策名	10 小規模特別認定校制度の継続	
推進プラン柱【2】	提言()	提言内容	
主管課名	学務課	事業名	○小規模特別認定校(成木小学校・第七中学校)における児童・生徒確保の推進と教育の充実

【事業の目的】

- 特色のある教育環境の中で、子どもを学ばせたい保護者、学びたい児童・生徒に対して、一定の条件のもと、特別に他の通学区域からの入学・転入学を認め、成木地区の自然に恵まれた環境の中で、地域の協力を得ながら、少人数でふれあいに満ちた教育活動を実施する。

【事業内容】

- 小規模特別認定校制度による児童・生徒の募集
より良い周知・募集方法や学校説明会・面接日程、入学・転入学者の募集・決定等について、成木小学校および第七中学校と協議し、児童・生徒の確保に努める。
4月～ 成木小学校および第七中学校と協議
6月頃 募集要項、募集案内を作成し、市内の小・中学校、幼稚園、保育園に配布
7月～ 学校説明会、学校体験等
10月 保護者・児童・生徒面接
11月 入学・転入学者決定
12月 入学承認通知書送付
- 成木小学校通学用バスの運行
成木小学校が三校統合により開校した平成8年度から成木区内での運行を開始し、現在、一部学区外まで延長し、小規模特別認定校制度による在籍者も利用している成木小学校通学用バスの運行を継続する。
また、空席の有効活用の観点から実施している第七中学校生徒の利用については、試行運行を経て、成木小学校児童の利用に影響がないこと、第七中学校生徒による一定の利用需要が認められたことから、令和8年4月以降は、この運行による空席活用の継続が妥当と判断された。引き続き、成木小、第七中および教育委員会で、より良い運用について検討していく。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	成木小学校および第七中学校と密に連絡を取り合い、昨年度の課題なども踏まえて、特別小規模認定校制度による入学・転入学の周知・募集等手続きを確実に実施するとともに、成木小学校通学用バスについては、第七中学校生徒利用の試験運行も含めて運行を継続し、児童・生徒の確保に努める。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	◎					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針【3】	施策名	1 生涯学習の推進	
推進プラン柱【3】	提言(1)	提言内容	青梅の伝統・文化を活かした教育活動の推進
主管課名	社会教育課	事業名	○生涯学習まちづくり出前講座の実施

【事業の目的】

- 市の施策や市が保有する情報などを出向いて提供する講座を実施し、市民の市政に対する理解を深めるとともに、行政全体で生涯学習を推進し、市民によるまちづくりの推進に寄与する。

【事業内容】

- 内容
市民の生涯学習の一助として、市職員等が講師となって出向き、市の施策や情報および技術的知識等を生かした講座を実施する。
- 対象者
市内に在住、在勤、在学している原則として10人以上の方で構成されている団体・グループ。
- 講座数 63講座（令和7年度実績）
- 開催の手順
市民が主催となり、指定された開催日時・場所に市職員等を講師として派遣する制度である。開催場所の手配や準備は主催者側で行う。
- 開催場所および講座時間
開催場所は市内に限り、講座時間は2時間以内で計画する。
- 講師料
無料（ただし、講座の内容によっては材料費等の実費を必要とする場合がある。）
- 申込方法
団体の代表が原則として講座を開催しようとする30日前までに申し込む。

【備考】

- 注意事項 政治や宗教または営利を目的とした催しを行うおそれがあるときは、講座は利用できない。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	各課と調整し、多様な講座メニューを維持するとともに、講座内容については、市民が利用しやすいように見直す。 なお、メニュー数は60講座以上とする。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針【3】	施策名	1 生涯学習の推進	
推進プラン柱【3】	提言(2)	提言内容	地域の一員としての自覚を高める教育の推進
主管課名	社会教育課	事業名	○生涯学習フェスティバル・釜の淵新緑祭の開催

【事業の目的】

- 社会教育関係団体等に幅広く参加を呼びかけ、学習成果の発表の場として、芸術文化事業中心のイベントを開催し、市民の生涯学習の振興を図る。

【事業内容】

- 1 主催
青梅市教育委員会、青梅市生涯学習推進市民会議および青梅市生涯学習推進本部
- 2 企画・運営
釜の淵新緑祭実行委員会
- 3 開催時期
5月に2日間実施する。
- 4 会場
釜の淵公園周辺、旧宮崎家、S&Dたまぐーセンター
- 5 主な内容
生涯学習活動を実践している団体の各種発表、吹奏楽、太鼓、おはなし会など
- 6 その他
 - ・他課の生涯学習関連事業と連携し、青梅市全体の生涯学習の推進を図る。
 - ・参加団体等による実行委員会形式により実施する。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	社会教育関係団体等の学習成果の場としてイベント開催ができるよう、出演者たちにも実行委員として運営に協力してもらい、有観客の開催では、観覧者の満足度8割を目指す。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【3】	施策名	2 生涯学習の環境整備	
推進プラン柱 【 】	提 言 ()	提言内容	
主管課名	社会教育課	事業名	○生涯学習情報の提供（生涯学習だよりの発行、ホームページへの掲載）

【事業の目的】

- 市民に様々な生涯学習の機会や場を提供するため、市内や近隣市町村で行われる催し物、文化・スポーツ活動を行っている団体・サークルの紹介、講師・指導者およびボランティア協力者等の情報を提供し、生涯学習の推進を図る。

【事業内容】

- 1 生涯学習だよりの発行
「生涯学習だより」を発行するとともに、広報、チラシ、SNS等により生涯学習の周知を図る。
- 2 ホームページへの掲載
生涯学習情報を教育委員会ホームページに掲載する。
 - ・生涯学習だよりの掲載
 - ・講師・指導者およびボランティア協力者等人材ガイドの掲載
 - ・生涯学習サークルを掲載
 - ・各種講座・教室情報を掲載

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度 目標	充実した生涯学習情報を広報、チラシ、SNS等から発信するとともに、教育委員会ホームページを随時更新する。 また、生涯学習だよりの誌面を見やすくするため、写真やイラストを掲載するなどの工夫をし、より多くの人に見てもらえるよう設置場所の増加を図る。						
年 度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評 価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【3】	施策名	3 青少年の体験活動の充実	
推進プラン柱【2】	提言(4) 2	提言内容	情操教育の推進
主管課名	社会教育課	事業名	○体験教室の推進

【事業の目的】

- 様々な体験活動を通し、子どもたちの自主性や社会性を養い、夢と希望を持ったたくましい子どもを育てることを目的に、各種体験活動を提供する。

【事業内容】

- 1 農業・食育体験教室の実施
小学生と保護者を対象に、種まき、収穫から調理・販売体験まで、半年間の長期体験教室を開催する。
- 2 くみまちコミュニティスペース活用ワークショップ等の実施
青梅市と株式会社カインズとで締結した包括連携協定の趣旨にもとづいて設置された「くみまちコミュニティスペース」を活用し、小学生以下を対象とした体験講座を月2回開催する。
体験講座の例
 - ・野菜はんこでわくわくバッグづくり
 - ・夏のスノードームをつくろう
 - ・ハギレを使って布リースをつくろう！
 - ・モールワイヤーでミニ花束をつくろう
- 3 科学実験講座の実施
「サイエンスキッズ」と題し、科学について楽しみながら学ぶ実験講座および科学施設見学会等を開催する。
- 4 その他
各種体験講座を開催する。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	講座のアンケートの中で「この講座をきっかけに、関連する内容をさらに学びたいと思いませんか？」または「学んだことを、今後の生活や地域活動で活かしてみたいと思いませんか？」という学習意欲や活動への関心の変化について尋ね、その結果「はい」という回答が80%以上になるような内容を実施する。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針【3】	施策名	3 青少年の体験活動の充実	
推進プラン柱【3】	提言(2)	提言内容	地域の一員としての自覚を高める教育の推進
主管課名	社会教育課	事業名	○青少年リーダーの育成

【事業の目的】

- 近年、子どもたちが、自然の中で遊んだり、年齢の違う子ども同士で遊んだり、家で手伝いをしたりする機会が減ってきていると言われている。他人を思いやる心や協調性、ルールを守ることの大切さなど、異年齢集団による学びあいや様々な人々との協働を通じた学習が求められている。
- 小学生から高校生の異年齢集団の団体活動、野外での様々な体験活動を通し、自主性や社会性等を養い、子供会・地域活動および学校生活におけるリーダーとしての資質向上を図る。

【事業内容】

- 1 内容
青少年リーダー育成研修会の開催
- 2 対象者
小学5年生～高校生
- 3 主な内容
体験やプロジェクトアドベンチャーなど
- 4 開催時期
6月～8月 (8月の3泊4日の宿泊研修を含む全6回)
(会場) 通常研修…市役所会議室、文化交流センター等
宿泊研修…国立妙高青少年自然の家
- 5 指導者
小学校教諭、青梅市青少年委員ほか
- 6 その他
青少年委員との交流の場を設けることで、研修会終了後の自己研鑽、地域での活躍、現役研修生とのつながりの場ができ、事業の継続性が培われるようにフォローしている。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	アンケートに「リーダーとして必要な力を身につけることができたか」という項目を設定し、研修の成果を測り、「できた」という回答が85%以上になるよう多様なプログラムを組み実施する。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【3】	施策名	4 家庭教育への支援	
推進プラン柱【4】	提言(3)	提言内容	生活習慣等の確立に向けた啓発
主管課名	社会教育課	事業名	○家庭教育講演会の実施

【事業の目的】

- すべての教育の出発点である家庭教育に関する題材で講演会を開き、理解を深めるとともに、関係団体との連携を通じ、家庭教育の支援を進める。

【事業内容】

1 内容

家庭教育に関する講演会およびワークショップの開催。なお、オンラインを活用し、参加しやすい環境を整備する。

講演会の内容については、子育て・家庭教育に役立つテーマを幅広く取り扱う。

過去の例

- ・親子で考える、いじめとネットトラブル防止の第一歩
- ・「片付けなさい！」のバトルが今日でストップ！親子のコミュニケーションを高めるお片付け
- ・子育ては”期間限定” 笑っているパパになろう～パパができること、したいことを楽しく考える～
- ・イライラしても大丈夫！アンガーマネジメントでイキイキ子育て
- ・発達障害の子とハッピーに暮らすヒント
- ・多様性とジェンダー平等を基盤にした包括的性教育～“子どもの権利” “からだの権利”を実現する乳幼児期からの学び～

2 その他

少子化や核家族化、親の孤立化を背景に、家庭の教育力の向上が社会的課題となっており、その解決のためには社会全体が家庭における子育てや教育を支援していくことが求められている。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	年に3回の講演会を実施し、参加者数増加のため、チラシ、ポスターの配布場所を学校や保育所、幼稚園など、対象者に合わせた場所へ配布し、SNSを活用した周知を行う。また、対面での講座・オンライン講座各講座の特色を生かし、定員の8割を超える出席を目指す。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	◎					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針【3】	施策名	7 図書館事業の推進	
推進プラン柱【1】	提言(2)	提言内容	国語力向上に向けた教育活動の推進
主管課名	社会教育課	事業名	○第5次青梅市こども読書活動推進計画の推進

【事業の目的】

- 第5次青梅市こども読書活動推進計画（令和6年度～令和10年度）にもとづき、読書活動を推進する。

【事業内容】

令和8年度は、第5次青梅市こども読書活動推進計画の3年目にあたるため、前年度の成果と課題を踏まえつつ、さらなる事業の拡充を図っていく。また、令和7年度に図書館システムの更新に併せて電子書籍を導入し、学校で配付されているタブレット端末から利用できるようIDの付与を行い、読書活動の支援と読書機会の充実を図っている。

- 市内26小・中学校に学校司書を配置し、学校図書館の支援を行う。
- 資料活用能力の向上を図る。
- 乳幼児から青少年まで発達段階に応じた図書資料の充実を図る。
- 市内図書館で季節やテーマに合わせた児童書等の展示や事業を行い、読書喚起を促す。
- 市内小学校および市民センターでおはなし会等を開催するとともに拡充を図る。
- 市内小学校と学校連携推進重点校事業を行い、読書活動の促進を図る。
- 中央図書館において、乳児から幼児を対象としたおはなし会、こども読書活動推進のための講演会、工作教室、映画会等を開催する。
- 市内小学校等の図書館見学および市内中高生対象の職場体験の受け入れを行う。
- こども家庭センターと連携して乳児と母親のブックスタート事業を行う。
- おはなしボランティアを育成し、おはなし会等で協働する機会を作る。
- 市内の小・中学校、幼稚園、保育所等を対象とした児童書の再利用図書展示会を開催する。
- 幼児から高校生までのブックリストを作成し、市内の学校および施設等に配布する。
- こどもたちに図書館の情報を提供するため児童向けホームページを充実させる。
- 新小学1年生全員に青梅市図書館カードを作成し、図書館利用の促進を図る。
- こどもたちが課題を発見し、自ら考え、調べて表現する力を育むことを目的とした「青梅市図書館を使った調べる学習コンクール」を開催する。
- 電子書籍による読書活動の充実を図る。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	第5次青梅市こども読書活動推進計画事業を実施するとともに学校と図書館の連携を強化していく。 初級おはなし学習会を年6回以上開催し、おはなしボランティアの育成を図り、協働を図る体制を整える。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針【3】	施策名	8 文化複合施設等の整備	
推進プラン柱【 】	提言()	提言内容	
主管課名	文化複合施設等整備担当	事業名	○文化複合施設の整備

【事業の目的】

- 東青梅1丁目地内諸事業用地の利活用として、文化ホール施設と多目的屋外スペース等の整備を行う。

【事業内容】

- 整備基本計画の策定（令和5～8年度）
事業用地条件等の整理や複合化する機能および施設配置、概算事業費などの検討を行い、整備基本計画の策定を行う。
また、策定に当たっては、市民ワークショップや関係団体へのヒアリングを行い、広く市民意見聴取を行う。
- 既存施設解体に向けた移転先の調整および整備（令和5～7年度）
事業用地に現存する福祉センター、旧教育センターおよび健康センターの解体に向けて、各施設機能の移転および整備の調整を行い、各所管へ業務を引き継いだ。
- 文化ホール施設整備に向けた設計者の選定（令和8年度～9年度）
文化ホール施設の整備に向けて、基本設計および実施設計の設計者選定を行う。
なお、選定に当たっては、選定委員会を組織し、プロポーザル方式の入札を行う。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	早期に文化ホール施設が竣工できるよう、整備基本計画の策定をはじめ、必要な調査および調整を行う。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【3】	施策名	8 文化複合施設等の整備	
推進プラン柱【 】	提言()	提言内容	
主管課名	文化複合施設等整備担当	事業名	○新青梅図書館（仮称）の整備

【事業の目的】

- 青梅駅前市街地再開発ビル2階に新たに整備する図書館は、既存図書館とは異なる新たな価値を提供し、こどもから高齢者、地域住民から観光客まで、多様な人々が交流し、地域の魅力を共有する居場所を創出する。

【事業内容】

- 基本設計に関するパブリック・コメントの実施（令和8年度）
令和5年度に作成した基本設計の施設イメージおよびコンセプトについて、パブリックコメントを実施する。
- ワークショップの開催（令和8年度）
新たな図書館が目指す、こどもから高齢者、地域住民から観光客まで、多様な人々が交流し、地域の魅力を共有する居場所の創出について、市民ワークショップを開催し、施設に求められる機能や運営について意見聴取を行う。
- 実施設計（令和8年度）
パブリック・コメントおよびワークショップの意見を踏まえ、実施設計を行う。
- 内装工事（令和9～10年度）
実施設計を基に令和9年度から内装工事を開始し、令和10年度に竣工予定。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	パブリック・コメントおよびワークショップによる市民意見聴取を行い、こどもから高齢者、地域住民から観光客まで、多様な人々が交流し、地域の魅力を共有する居場所となるよう実施設計および各種調整を行う。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	10	-	-	20	50	20	
評価	年度別評価	○					
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【4】	施策名	1 スポーツ・レクリエーション活動の推進	
推進プラン柱【】	提言()	提言内容	
主管課名	スポーツ推進課	事業名	○スポーツDAY青梅の開催

【事業の目的】

- 多様なライフスタイル、各ライフステージに応じて楽しむことができるスポーツ・レクリエーション活動を紹介・体験する機会を設けることで、生涯に渡り、いつでも・どこでも・だれでもスポーツを楽しむことができ、健康で笑顔溢れるまちの実現を目指す。

【事業内容】

- 1 主催
青梅市教育委員会・(一社)青梅市スポーツ協会・青梅市スポーツ施設運営パートナーズ
- 2 企画・運営
スポーツDAY青梅実行委員会
- 3 開催日
スポーツの日(令和8年10月12日(祝・月))
- 4 会場
住友金属鉦山アリーナ青梅(総合体育館)ほか市内スポーツ施設
- 5 主な内容
 - ・市の企画による各種スポーツ・レクリエーション体験
 - ・スポーツ協会加盟団体の企画による各種スポーツ・レクリエーション体験
 - ・指定管理者の企画による各種スポーツ・レクリエーション体験
 - ・その他、デジタル技術を活用したeスポーツ体験等

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	スポーツDAY青梅延べ参加者数7,000人の達成						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	◎				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【4】	施策名	2 誰もが楽しむことができるスポーツの普及	
推進プラン柱 【 】	提言 ()	提言内容	
主管課名	スポーツ推進課	事業名	○スポーツ・ダイバーシティ推進事業の実施

【事業の目的】

- これまで障害の有無や年齢、ライフスタイル等によってスポーツにアクセスしづらかった方々を対象に、より多様な観点からスポーツに触れ、楽しむことができる機会を提供することで、効果的なスポーツ実施率の向上を目指す。

【事業内容】

1 パラスポーツの普及・振興

市内市民センター体育館等を会場に、障害当事者を対象としたスポーツ体験教室のほか、年齢や性別、障害の有無にかかわらずスポーツに親しむことができる「ゆるスポーツ体験」「ボッチャ交流会」等を実施する。

また、(公財)笹川スポーツ財団・東京都障害者スポーツ協会と連携し、地域資源を活用したパラスポーツ振興の実践研究について、青梅市をモデル地域として実施する。

2 青梅らしい多様なスポーツの普及・振興

青梅ゆかりのスポーツとして、青梅市カヌー協会・青梅市スポーツ施設運営パートナーズと連携したカヌー体験教室のほか、青梅産木材を活用したモルックづくり教室を開催し、青梅の自然を活かしたスポーツ機会の提供を行う。

3 その他（合理的配慮）

参加者の求めに応じて、各種スポーツイベント・教室において、手話通訳者を設置するなど、障害の有無にかかわらずスポーツにアクセスできる環境の構築に努める。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度 目標	①障害者スポーツ体験教室の延べ参加者240人の達成（各30人×8回開催） ②カヌー体験教室・モルックづくり教室の延べ参加者120人の達成						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%				100			
評価							
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【4】	施策名	2 誰もが楽しむことができるスポーツの普及	
推進プラン柱 【】	提言 ()	提言内容	
主管課名	スポーツ推進課	事業名	○eスポーツ大会・交流会の開催

【事業の目的】

- 年齢・性別・障害の有無などを超え、誰もが輝くことができる機会を提供することで、スポーツを通じた共生社会の実現を目指す。また、子どもから高齢者までが一緒に参加できるというeスポーツの強みを活かし、多世代交流を促進するとともに、新たな生涯スポーツの創出を図る。

【事業内容】

- 1 主催
青梅市教育委員会
- 2 開催日
令和9年3月22日（月・祝）予定
- 3 会場
S&Dたまぐーセンター
- 4 主な内容
 - (1) eスポーツ大会の実施
初心者向け・経験者向け等に部門を分けた大会を開催する。
 - (2) eスポーツ交流会の実施
子どもから高齢者まで楽しめる様々なタイトルのeスポーツ体験会を実施し、多世代交流を促進する。
 - (3) デジタル技術を活用した新しいスポーツの体験会
VR・ARスポーツ等のデジタル技術を活用した新しいスポーツの体験機会を提供する。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度 目標	・イベント参加者数延べ800人の達成						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%				100			
評価	年度別評価						
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【4】	施策名	3 歴史あるスポーツ大会の継承と発展	
推進プラン柱【】	提言()	提言内容	
主管課名	スポーツ推進課	事業名	○青梅マラソン大会の開催

【事業の目的】

- マラソン都市青梅のイメージを全国に浸透させた大会であり、青梅市におけるスポーツ振興の礎となる事業である。市民の健康増進の他、経済的な効果やボランティアマインドの醸成を図っている。

【事業内容】

市民マラソンの草分け的存在ともいえるマラソン大会。昭和42年に第1回を開催し、令和7年度で58回を数えた。全国から約17,000人のランナーが集う、青梅市最大のスポーツイベントとなっている。

- 1 主催
青梅市・報知新聞社・(公財)東京陸上競技協会・青梅市陸上競技協会・(一財)青梅マラソン財団
- 2 主管
青梅市陸上競技協会
- 3 開催日
2月第3日曜日(令和9年2月21日)
- 4 部門
・30キロの部
・10キロの部
・ジュニアロードレース

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	10km・30kmの部においては、参加定員を満たすようにする。ジュニアロードレースでは、申込者数の前年度比がプラスとなるようにする。小学生の部については、定員に達しているため、特に中学生の部において、第58回大会の定員割合54%を踏まえ、60%以上を目指す。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	◎					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【4】	施策名	3 歴史あるスポーツ大会の継承と発展	
推進プラン柱 【 】	提言 ()	提言内容	
主管課名	スポーツ推進課	事業名	○奥多摩溪谷駅伝競走大会の開催

【事業の目的】

- 市内外の選手の競技力を向上させるとともに、歴史と伝統のある本大会を継承することにより、市民のスポーツに対する意識の高揚を図る。

【事業内容】

全国的にも歴史と伝統のある駅伝大会。昭和11年に第1回を開催し、令和7年度で87回を数えた。一般、大学、高校、女子の部においては、競技性が高い大会として知られており、支会・自治会、中学生、小学生の部においては、市民が気軽に参加し、駅伝競技を楽しむとともに、大会参加による交流や郷土愛の醸成が図られている。

- 1 主催
青梅市・青梅市教育委員会・青梅市陸上競技協会
- 2 主管
青梅市陸上競技協会
- 3 開催日
12月第1日曜日（令和8年12月6日）
- 4 部門
 - ・一般、大学、高校の部
 - ・女子の部
 - ・支会・自治会の部
 - ・中学生の部・小学生の部

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度 目標	一般、大学、高校および女子の部については、合計で前年度申込チーム数を確保するとともに、支会・自治会の部および中学生・小学生の部では、申込チーム数の前年度比がプラスとなるようにする。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【4】	施策名	4 魅力的なスポーツ施設の整備	
推進プラン柱 【 】	提 言 ()	提言内容	
主管課名	スポーツ推進課	事業名	○スポーツ施設の適切な維持管理に向けた修繕等の実施

【事業の目的】

- 住友金属鉱山アリーナ青梅および屋外スポーツ施設を利用者が安全・安心に利用できるよう、計画的に修繕等を実施する。

【事業内容】

老朽化しているスポーツ施設の機能維持および利用者が安全・安心に利用できる施設に向け、LED照明交換、暑さ対策のため開閉式サンシェードを設置する等の整備を実施する。

主な内容

施設名	内容
住友金属鉱山アリーナ青梅	照明設備LED化および受変電設備改修工事 シャワールーム・トイレ修繕 構内床修繕
T C Nスポーツパーク永山	受変電設備修繕 陸上競技場LED照明交換（リース） 野球場LED照明交換（リース） 弓道場雨戸修繕
わかぐさ公園野球場	野球場LED照明交換（リース）
青梅スタジアム	室内練習場等解体工事 駐車場雨水冠水対策修繕
青梅エクストリーム スポーツパーク	開閉式サンシェード設置修繕
東原公園水泳場	ろ過装置修繕

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度 目標	住友金属鉱山アリーナおよび屋外スポーツ施設の修繕等を実施し、利用者が安全・安心に利用できる施設づくりを進める。また、青梅エクストリームスポーツパークの延べ利用人数を前年度比10%増の1,760人を目標とする。						
年 度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%				100			
評 価							
年度別評価							
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針【5】	施策名	1 文化財の保存・活用	
推進プラン柱【3】	提言(1)	提言内容	青梅の伝統・文化を活かした教育活動の推進
主管課名	文化課(郷土博物館)	事業名	○指定文化財の保存事業費補助事業

【事業の目的】

- 本市にとって貴重な文化財を後世に伝えるため、文化財保護法等にもとづく指定文化財の保存、修理等事業に対して補助金を交付する。

【事業内容】

以下の補助事業を実施する。

- 1 市指定史跡「武蔵御嶽神社」隨身門前、本殿脇の石積み修理
経年劣化等のため、隨身門前、本殿脇の石積み修理を行う。
- 2 市指定史跡「武蔵御嶽神社」隨身門前の大鳥居塗り替え
経年劣化と腐食等を防止するため、隨身門前の大鳥居の塗り替えを行う。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	所有者と協議しながら計画的に事業を進め、年度内に完了させるとともに、次年度の補助事業に向けた調査など準備を進める。 また、民間団体等の補助事業を活用しながら、市内にある文化財の保存に努める。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	○					
事業期間総合評価(最終年度のみ記入)							

基本方針【5】	施策名	1 文化財の保存・活用	
推進プラン柱【3】	提言(1)	提言内容	青梅の伝統・文化を活かした教育活動の推進
主管課名	文化課	事業名	○旧吉野家住宅の保存・活用

【事業の目的】

- 保存活用計画にもとづき、都指定有形文化財の旧吉野家住宅を適切に保存管理するとともに、観光を含めた地域資源として活用を推進する。

【事業内容】

旧吉野家住宅保存活用計画にもとづき、東京都や文化財保護審議会等とも協議しながら、建物や庭などの周辺環境の整備を実施するとともに、東側駐車場用地を含む当該住宅敷地の活用策について検討を行う。

令和7年度は、畳の修繕（2か年事業のうちの2年目）を引き続き実施した。

令和8年度は、建具の不具合や、釘隠しおよび流し北側外壁板等が破損しているため修理を実施するとともに、旧吉野家住宅の利用を希望する地元団体等への貸出しやイベントの開催など活用に努める。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	旧吉野家住宅の修繕を計画どおり実施するとともに、旧吉野家住宅（東側駐車場用地を含む）の活用策について、市長部局や地元関係者等とも連携しながら、継続して取り組む。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針【5】	施策名	2 伝統文化の継承	
推進プラン柱【3】	提言(1)	提言内容	青梅の伝統・文化を活かした教育活動の推進
主管課名	文化課(郷土博物館)	事業名	○無形民俗文化財保存団体への支援

【事業の目的】

- 本市にとって貴重な無形民俗文化財を後世に伝えるため、伝統文化の継承に向けて、保存団体の活動等に対する支援を行う。

【事業内容】

- 市内に伝わる祭礼行事や年中行事などを市ホームページ等での情報発信
- 無形民俗文化財保存団体意見交換会の開催
 令和4年度 アンケート調査実施、意見交換会(1回) 3月24日に開催
 令和5年度 意見交換会(2回) 8月22日、12月7日に開催
 令和6年度 意見交換会(2回) 8月7日、12月25日に開催
 令和7年度 意見交換会(2回) 8月27日、12月19日に開催
 令和8年度 意見交換会(2回) 予定
 (内容) 伝統行事を対象とした国の補助事業等の活用など

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	市内に伝わる祭礼行事や年中行事などを市の広報に加え、市公式HP、Xを活用するなどの情報発信を積極的に行う。 無形民俗文化財保存団体意見交換会を開催し、各団体の取組や課題などの情報を共有する。 伝統行事を対象とした国の補助事業等の活用についても意見交換する。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%		100	100	100			
評価	年度別評価	○					
	事業期間総合評価(最終年度のみ記入)						

基本方針 【5】	施策名	3 文化・芸術活動の振興	
推進プラン柱 【2】	提言 (4) 2	提言内容	情操教育の推進
主管課名	社会教育課	事業名	○芸術文化祭の開催

【事業の目的】

- 市内で活動している文化芸術的な団体に発表の場を設け、市民には気軽に芸術に触れられる機会として、文化芸術に対する関心を高める。

【事業内容】

- ・ 10月から11月にかけて、市内外の施設を利用し、展示・発表会形式の芸術文化祭を開催する。
- ・ 青梅市文化団体連盟に加入している団体が、日頃研さんに励み習得した技術、作品を発表する。
- ・ 開催にあたっては、青梅市文化団体連盟に業務委託し、市内および市外の会場で文化祭として実施する。
- ・ 青梅市文化団体連盟 主な加入団体
青梅市合唱連盟、青梅市書道連盟、青梅三曲連盟、青梅市民舞踊連盟、青梅将棋連盟、青梅子ども音楽連盟、青梅民謡愛好連盟、青梅市俳句連盟、青梅市囲碁連盟、青梅市日本舞踊連盟、青梅美術協会、青梅奇術連盟、日本盆栽協会青梅支部、青梅二胡連盟

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度 目標	ポスター、チラシの配布や広報おうめ掲載等により周知に努め、観覧者数が5,000人以上となることを目標とする。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【5】	施策名	3 文化・芸術活動の振興	
推進プラン柱 【2】	提言 (4) 2	提言内容	情操教育の推進
主管課名	社会教育課	事業名	○芸術文化の奨励

【事業の目的】

- 芸術文化活動に優秀な業績をあげた市民および団体に、芸術文化奨励賞を交付し、市における芸術文化の振興と市民の豊かな情操の育成を図る。

【事業内容】

- 1 芸術文化活動に優秀な業績をあげた市民および団体に、芸術文化奨励賞を交付し、市における芸術文化の振興と市民の豊かな情操の育成を図る。前年度の9月2日から当該年度の9月1日までの間で、芸術文化活動に優秀な業績をあげた市民を表彰する。
- 2 昭和58年度から始まった制度
奨励賞は、芸術文化の活動において、次の各号のいずれかに該当する個人または団体に対して交付する。ただし、業として文化活動に携わるものを除く。
(1) 常に自己研さんにはげみ進歩が著しいと認められたもの
(2) 各種公募展、発表会等において優秀な実績をあげたもの
(3) その他青梅市長が交付を適当と認めるもの
- 3 芸術文化奨励賞表彰式および受賞者発表会・作品展
表彰式および隔年で受賞者作品展等を実施

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度 目標	芸術文化活動に優秀な業績をあげた市民および団体に、芸術文化奨励賞を交付する。令和8年度は受賞者作品展等を実施する。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【5】	施策名	4 文化施設的环境整備	
推進プラン柱【3】	提言(1)	提言内容	青梅の伝統・文化を活かした教育活動の推進
主管課名	文化課	事業名	○郷土博物館の移転に向けた検討

【事業の目的】

- 「青梅市公共施設等総合管理計画」の再編方針にもとづき、青梅市郷土博物館および青梅市立美術館のあり方や問題点について検討を行ってきた中で、美術館については、既存施設を維持することとなり、必要な改修工事を実施し令和9年度に再開館することから、今後は郷土博物館の移転に向けた検討を進めていく。

【事業内容】

令和7年4月から休館中の郷土博物館の移転について、市内の既存施設の活用を視野に検討を進めるとともに、併せて収蔵品の取り扱いについても検討する。
また、博物館法改正に伴う博物館登録について検討を行う。

【事業経過】

「青梅市公共施設再編計画」の見直しにより、美術館と郷土博物館の複合化を検討することとなり、「青梅市美術館等複合化検討委員会」を平成30年度に設置し、令和元年度から3年度まで検討した結果、両施設の複合化は見送り、新たな組織で検討していくことになった。
令和4年度は、「青梅市郷土博物館および青梅市立美術館のあり方検討委員会」を設置し、美術館については、既存施設を維持するために必要な施設改修を検討することになった。
令和5年度は、1回の会議を開催し、美術館については、運営等に関する方針案を報告するとともに、施設改修計画の内容について意見を聴取した。
令和6年度は、1回の会議を開催し、美術館については、施設改修計画の見直し内容を報告するとともに、博物館については、館内設備の老朽化による休館について意見を聴取し、現施設の廃止時期や移転、博物館業務の継続について、引き続き検討することとした。
令和7年度は、博物館の移転先の候補として市の遊休施設の活用について課内で検討した。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	郷土博物館の移転に向けた検討を進める。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針【5】	施策名	4 文化施設の環境整備	
推進プラン柱【3】	提言(1)	提言内容	青梅の伝統・文化を活かした教育活動の推進
主管課名	文化課	事業名	○美術館の再開館に向けた準備

【事業の目的】

- 令和9年の再開館において、従来の路線にこだわらない、質、量共に充実した展覧会を開催し、青梅市内外に美術館のリニューアルをアピールする。

【事業内容】

令和9年度の再開館に向け、展覧会の企画を具体化するとともに、新しい施設運営の業務フローや、機材取り扱い、掲示物の作成等館内環境の整備、条例改正等を行う。

館内の環境測定を継続的に行いファシリテレポートを作成し、リニューアル後の環境を対外的に示せる状態にする。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	令和9年度の展覧会の具体的計画策定と、10年度以降の準備。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%				100			
評価	年度別評価						
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【5】	施策名	4 文化施設の環境整備	
推進プラン柱【3】	提言(1)	提言内容	青梅の伝統・文化を活かした教育活動の推進
主管課名	文化課	事業名	○ホームページ等による情報発信の充実

【事業の目的】

- 収蔵品管理システムを新規導入し、美術館業務の効率化を図るとともに、WEB公開等を通して、美術の振興を図る。

【事業内容】

・美術館の収蔵品については、令和7年度にシステムを導入してデータベースを構築したが、画像、寸法、状態の他、展示記録等の過去のデータに抜けがあるものを調査し、データを追加する。

※作品の画像公開について

近現代の作家の作品を収蔵している関係から、著作権が切れていない（著作権は本人の没後75年で失効）作品が多く、無条件で公開できるものが少ない。

そのため、公開にあたっては著作権者に意向確認を行う必要があり、その際、WEB以外に来館者が自由に操作できる館内設置の端末上での作品の画像公開についての意向も確認する。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	令和7年度収蔵品管理システム稼働。 未公開のデータについて、公開できる状態になったものからWEB公開を行う。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%		100	100	100			
評価	年度別評価	○					
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【5】	施策名	5 吉川英治記念館の運営	
推進プラン柱【3】	提言(1)	提言内容	青梅の伝統・文化を活かした教育活動の推進
主管課名	文化課	事業名	○指定管理者による集客事業の実施

【事業の目的】

- 名誉市民である吉川英治の功績を次世代に継承するとともに、市民の文化の向上および地域の活性化に寄与する。

【事業内容】

指定管理者による効率的かつ効果的な記念館運営を行うとともに、玉堂美術館など周辺の文化施設や観光施設と連携した事業に取り組み、来館者の増加に結び付ける。吉川英治記念館の主屋などを活用した、様々なイベントを実施するとともに、展示会を開催することで、リピーターの増加につなげる。

また、ガイドボランティアを養成し、国登録有形文化財の建物などの説明を行う。

- 1 スポットイベント
主屋でのミニコンサートをはじめ、ウォーキングイベント、講談会、花生け教室、夏休み自由研究サポートなどを年間を通して実施する。
- 2 シーズンイベント
秋のライトアップイベントや早春の梅まつりなど、観光客が多く訪れるシーズンに近隣の文化施設やNPO団体等との連携イベントを実施する。
英治忌に関するイベントを充実する。
- 3 展示事業
記念館の収蔵資料を中心に、吉川英治作品を紹介する展示を企画する。また、ゲームとのタイアップ展示や季節ごとのコーナー展示を開催する。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	定期的にイベントや展示事業などを実施するとともに、団体客の受け入れを積極的に進めることで、年間の入館者数10,000人を目標とする。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【6】	施策名	2 社会に開かれた学校づくりの推進	
推進プラン柱【4】	提言(1) 3	提言内容	保護者・地域住民の参画の充実
主管課名	指導室	事業名	○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進

【事業の目的】

- 学校だけでは対応できない、複雑化・多様化する環境や課題について、地域と一体となって学校運営を行うことで解決を図っていくために、コミュニティ・スクールの充実を図る。

【事業内容】

- 青梅型コミュニティ・スクールの推進
 - 各学校の実態に応じて、学校運営協議会の運営を行う。
 - 地域コーディネーターと連携し、地域学校協働活動の充実を図る。
- 理解啓発、研修等
 - 学校運営協議会委員および地域コーディネーターの研修等
 - 地域や保護者に対する理解推進のための研修等
 - 学校間の情報交換、情報共有等

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	学校運営協議会委員や地域コーディネーターに対して研修会等を実施し、情報共有を図るとともに、活動の充実を図る。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%				100			
評価	年度別評価						
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【6】	施策名	4 安全・安心な学校づくりの推進	
推進プラン柱【4】	提言(4) 1	提言内容	家庭・学校・地域の連携による安全への取組の推進
主管課名	教育総務課	事業名	○「青梅子ども110番の家」の運用

【事業の目的】

- 子どもが身の危険を感じたときに、助けを求めることのできる緊急避難場所として、地域の住宅や商店等を「青梅子ども110番の家」に指定し、運用することにより、防犯体制の強化、市民の防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの安全・安心なまちづくりを推進し、子どもたちを犯罪から守る。

【事業内容】

- 青梅子ども110番の家
子どもが身の危険を感じたときに、助けを求めることのできる緊急避難場所として、地域の住宅や商店等を「青梅子ども110番の家」に指定し、避難してきた子どもを保護するとともに、110番通報等の措置を講じてもらう。
緊急避難場所の目印として、黄色い表示旗を配付し、玄関先等、子どもたちが見やすいところへ掲示してもらう。
- 登録
平成17年度から「青梅子ども110番の家」の事業を実施し、令和5年度末時点で1,941件の登録があり、市民等の協力をいただいている。
登録は、小学校全学年の保護者への依頼、教育委員会ホームページおよび広報おうめにより事業を周知し、登録申込書を教育委員会へ提出してもらい、登録を受け付け、表示旗を配付する。（登録申込書は、教育委員会ホームページからダウンロード可）、事務局による現地確認の上、表示旗を配付する（令和8年度から運用変更）。
- 協力者への対応
協力者へ「青梅子ども110番の家」対応マニュアルを配付し、子どもを保護した場合の対応方法を周知している。また、3年毎に駆け込み事例等のアンケート調査を実施しており、令和5年度のアンケート調査結果では、犯罪防止のため、子どもの見守りのため継続していきたい、といった意見がある一方、子どもが少なくなった、見かけなくなった等の意見もいただいた。
また、希望者等に経年劣化等した表示旗の交換を随時行う。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	引き続き広報おうめ等で登録依頼を継続し、2,000件の登録を目標とする。昼間不在の家庭が増加しているなど、家庭環境や生活様式が変化している状況を踏まえ、登録時の様式を「登録承諾書」から「登録申込書」に改め、申込後に職員による現地確認を条件とする運用に改める。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	◎					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針【6】	施策名	4 安全・安心な学校づくりの推進	
推進プラン柱【4】	提言(4) 1	提言内容	家庭・学校・地域の連携による安全への取組の推進
主管課名	教育総務課 学務課	事業名	○児童・生徒の安全・安心な環境の確保に向けた取組の推進

【事業の目的】

- 学校や通学路における事件・事故が大きな問題となっている近年の状況を踏まえ、児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における児童・生徒の安全・安心な環境の確保に向けた取組を推進する。

【事業内容】

学校では、安全指導、保護者や地域の方と連携した登下校時の見守り、通学路の点検等を実施するとともに、教育委員会では、次の事業を実施する。

- 青色防犯パトロールカーによる防犯パトロールの実施
小学校3校、中学校10校および教育委員会に配置する専用車16台に青色回転灯を装備し、青色防犯パトロールを実施する。また、新たにパトロール実施者証の交付を受けた者に対し、実施者講習会を実施する。
- スクールガード・リーダーとの連携
子ども安全ボランティアを組織し、スクールガード・リーダーを指導者に、通学路等の地域巡回指導を実施する。警察官OBをスクールガード・リーダーに委嘱し、警察官の視点から効果的なパトロール活動の在り方や、スクールガードに対する指導および助言を行う。
- 防犯カメラの適正な運用と計画的な更新
犯罪の予防や児童・生徒を見守る学校や地域活動を補完することを目的として、学校施設および通学路等に防犯カメラを設置し、不特定の者が往来し、または出入りする場所を撮影する。また、経年劣化による故障のリスクに備え、計画的に防犯カメラの更新を行う。
- 防犯ブザー、黄色帽子およびランドセルカバーの配付
通学時等の安全を確保するため、新小学1年生等を対象に、防犯ブザー、黄色帽子およびランドセルカバーを配付する。
- クマよけ鈴の配付【新規】
クマの目撃や痕跡の情報が増加傾向にあることを踏まえ、令和7年度に市内小・中学校の全児童・生徒にクマよけ鈴を配付した。引き続き、新小学1年生等を対象に配付する。
- 拘束機能付きさすまたの各校配備【新規】
従来のさすまたの弱点を補う、不審者を拘束する機能が付いたさすまたを各校に配備することとし、配備に際しては、学校の教職員を対象に講習会を開催し、実践訓練等を通して、拘束機能付きさすまたの使用方法についての知識と技術を習得する。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度 目標	<ul style="list-style-type: none"> 青色防犯パトロール 学校と事務局による年間パトロール数550回以上 スクールガードリーダーを活用したパトロール 各小学校年4回実施 防犯カメラの適正な運用と計画的な更新 通学路等防犯カメラの更新30台 防犯ブザー、黄色帽子、ランドセルカバーの配付 対象者への確実な配付 クマよけ鈴の配付 対象者への確実な配付 拘束機能付きさすまたの各校配備 円滑な調達と講習会の開催 						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%				100			
評価	年度別評価						
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【6】	施策名	5 学校給食の充実	
推進プラン柱【2】	提言(4) 3	提言内容	健康・安全教育の推進
主管課名	学校給食センター	事業名	○学校と連携した食育の推進と食に関する指導の充実

【事業の目的】

- 栄養士が各校に配置されている食育リーダー、給食担当者および担任と連携を図り、食育を推進するとともに、食に関する指導の充実を図る。

【事業内容】

- 給食担当者との連携
 栄養士が担当校を持ち、各校の給食担当者により円滑な連携を図る。
 学校給食の運営に際しては、給食担当者会議を開催して全校で共通認識が持てるよう努めるとともに、学校給食全般について意見交換を行うことで、学校給食の充実を図る。
- 『健康・体力向上推進委員会』への参加
 栄養士が『健康・体力向上推進委員会』に参加し、各校の食育リーダーから食育への取組状況を聞き取るとともに情報交換を行い、食育の推進を図る。
- 栄養士による食育授業の実施
 栄養士が学級担任等と連携し、総合的な学習の時間等に学校給食や家庭における食、および食が体に与える影響等に関する授業を行い、児童・生徒への食に関する理解を深める。
- 給食時間等を活用した食育の推進
 栄養士が学校を訪問し、児童・生徒の喫食状況の確認および食指導を実施する。また、栄養士が献立や給食だより等の食に関する情報を発信し、食育の推進に努める。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	食育リーダーや給食担当者および担任等と連携した食に関する指導や給食時間における学校訪問を実施する。 給食時間における学校訪問40件/年間						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針【6】	施策名	5 学校給食の充実					
推進プラン柱【2】	提言(4) 3	提言内容	健康・安全教育の推進				
主管課名	学校給食センター	事業名	○新学校給食センター整備事業の推進				
<p>【事業の目的】</p> <p>○ 安全・安心で栄養バランスのとれた学校給食の提供を通じ、望ましい食習慣の形成、良好な人間関係の育成、健康の増進などを図るため、青梅市学校給食センター施設整備基本計画にもとづき、新学校給食センター整備事業を具体的に推進する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>1 新学校給食センターの新築工事の推進</p> <p>(1) 新築工事の推進 令和6年度に着工した新築工事が遅滞なく施工し、令和8年11月末に完成できるよう、関係各課、近隣住民および事業者等との調整を行う。</p> <p>(2) 近隣住民および地元自治会への説明会等の実施 工事等の進捗状況に併せて近隣住民および地元自治会への説明会等を実施する。</p> <p>(3) 近隣住民のテレビ電波受信障害への対応 新築工事に伴うテレビ電波の受信障害が発生する前に該当住民への聞き取り調査を行い、電波の受信障害が発生した場合は遅滞なく対応する。</p> <p>2 運営体制の整備</p> <p>(1) 建物完成後の準備 建物完成後は、受託事業者には厨房機器等の清掃、テスト調理や各小中学校における配膳方法、配送ルートの確認といった各種手順の習熟を行わせる等、受託者とともに令和9年4月の稼働に向けた準備を進める。</p> <p>(2) 委託化による業務体制の見直し 調理業務の委託化による現状の栄養士の業務の見直しおよび調理、配送、配膳業務の包括委託に伴う業務の効率化を進め、稼働後の執務体制の見直しを図る。</p> <p>【事業経過】</p> <p>令和2年3月に策定した「青梅市学校給食センター施設整備基本計画」にもとづき事業を推進している。 令和6年12月には議会の議決を得て新築工事業者が決定し、近隣自治会への説明会を実施したのち、新築工事に着手した。令和7年10月にはプロポーザル方式による選定により、調理、配膳、配送業務の包括委託の受託事業者が決定し、令和9年4月の給食提供に向け準備を進めている。</p>							
【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】							
令和8年度目標	新築工事については、関係課および受託者との調整を行うとともに、必要に応じて近隣住民への説明等を実施し、遅滞無い工事の進捗を目指す。 令和7年度に決定した第二小学校も含めた調理、配膳、配送業務の受託事業者と令和9年4月からの給食提供に向け遅滞なく開設準備を進める。 各業務の委託化による事務等の省力化および効率的な体制づくりを検討する。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【6】	施策名	10 学校施設の再編および環境整備	
推進プラン柱【4】	提言(4) 3	提言内容	校舎・施設・設備等の安全確保の推進
主管課名	教育総務課	事業名	○学校施設再編の推進

【事業の目的】

- 青梅市公共施設等総合管理計画および青梅市学校規模適正化基本方針にもとづき、青梅市立学校施設のあり方審議会および青梅市学校規模適正化検討委員会において、学校施設の再編について検討を進めるとともに、青梅市学校施設個別計画の改訂作業を進め、児童・生徒の教育環境の改善・向上を図る。

【事業内容】

青梅市学校規模適正化検討委員会では、今後の児童・生徒数の推計値を踏まえ、学校規模が適正でない学校に対し、学校の統合・複合化や通学区域の見直し等の検討を行う。

また、統合が困難な小規模校、施設の狭隘化や、きめ細かな教育が難しい大規模校における教育環境の向上の方法を模索し、小・中学校の適正な学校規模の確保について検討を行う。

令和5年度からは、同年に発足した学校施設再編について調査・審議する「青梅市立学校施設のあり方審議会」の庁内組織として、審議会での報告事項や協議事項等について検討等を行った。また、市長部局から関係部課長を臨時委員として迎え、情報共有等にも努めた。

青梅市立学校施設のあり方審議会では、令和5年度の諮問にもとづき、具体的な学校施設の再編について検討していく。

なお、令和5年度の諮問時では答申時期を令和7年3月31日としていたが、より審議を深めるため、答申時期を令和9年3月31日まで延長した。

【審議会答申までのスケジュール】

予定年度	検討内容(予定)
令和7年度	・各地区の再編案検討 ・各地区の意見収集
令和8年度	・全体調整 ・答申

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	学校施設あり方審議会を開催し、学校施設の再編についての本格的な検討を継続し、答申をいただく。また、学校規模適正化検討委員会を開催し、学校施設再編についての検討、市長部局等との情報共有等を行う。						
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【6】	施策名	10 学校施設の再編および環境整備	
推進プラン柱【4】	提言(4) 3	提言内容	校舎・施設・設備等の安全確保の推進
主管課名	教育総務課	事業名	○小・中学校外壁および屋上防水（屋根）等改修工事の実施

【事業の目的】

- 令和2年度に策定した学校施設個別計画にもとづき、老朽化している校舎および屋内運動場の外壁および屋上防水（屋根）等の整備を行い、児童・生徒等の安全・安心な教育環境を整える（改築した第二小校舎、第四小および第三中の屋内運動場を除く。）。

【事業内容】

学校施設個別計画においては、老朽化対策として校舎および屋内運動場の外壁および屋上防水（屋根）等改修工事を令和13年度までに実施することとしている。

また、屋内運動場の改修工事とあわせて必要なトイレ改修等を実施する。なお、設計については、あわせて必要なアスベスト含有調査等を実施する。

【備考】

小・中学校外壁および屋上防水（屋根）等改修工事の実施予定

年度	工事实施(予定)校	
6 以前	校舎	外壁および屋上防水等改修設計（小学校7校、中学校5校） 外壁および屋上防水等改修工事（小学校5校、中学校5校）
	屋体	外壁および屋根等改修設計（小学校4校、中学校2校） 外壁および屋根等改修工事（小学校1校、中学校3校）
7	校舎	外壁および屋上防水等改修設計（小学校2校） 外壁および屋上防水等改修工事（小学校1校、中学校3校）
	屋体	外壁および屋根等改修設計（小学校1校、中学校2校） 外壁および屋根等改修工事（小学校3校）
8	校舎	外壁および屋上防水等改修設計（中学校2校） 外壁および屋上防水等改修工事（小学校2校、中学校1校）
	屋体	外壁および屋根等改修設計（小学校1校、中学校1校） 外壁および屋根等改修工事（小学校1校、中学校1校）

小・中学校外壁および屋上防水（屋根）等改修工事の完了校（令和7年度まで）

校舎	第一小・第五小・河辺小・藤橋小・吹上小・第二中・西中・霞台中・泉中 （小学校5校、中学校4校）
屋体	新町小・若草小・吹上小・第一中・第二中・吹上中（小学校3校、中学校3校）

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	校舎については、中学校2校（第一中（格技棟を含む。）・第三中）の設計、小・中学校3校（第四小・成木小・吹上中）の工事を実施する。 屋内運動場については、小・中学校2校（河辺小・西中）の設計、小・中学校2校（第一小・霞台中）の工事を実施する。						
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	○					
年度別評価							
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針【6】	施策名	10 学校施設の再編および環境整備	
推進プラン柱【4】	提言(4) 3	提言内容	校舎・施設・設備等の安全確保の推進
主管課名	教育総務課	事業名	○小・中学校屋内運動場等非構造部材耐震化工事の実施

【事業の目的】

- 令和2年度に策定した学校施設個別計画にもとづき、災害時に避難所となる小・中学校の屋内運動場の照明器具等の非構造部材耐震化工事を実施し、児童・生徒等の安全・安心な教育環境を整える（改築した第四小および第三中の屋内運動場を除く24校）。

【事業内容】

学校施設個別計画においては、避難所となる屋内運動場の安全対策として、非構造部材耐震化工事を令和7年度までに実施することとしていたが、照明設備のLED化工事（別途掲載）に合わせ、令和8年度までに実施することとしている。

【備考】

小・中学校屋内運動場等非構造部材耐震化工事の実施予定

年度	工事实施(予定)校
4以前	非構造部材耐震化工事（小学校2校）
5	非構造部材耐震化設計（小学校7校、中学校3校）
6	非構造部材耐震化設計（小学校2校、中学校3校） 非構造部材耐震化工事（小学校7校、中学校1校）
7	非構造部材耐震化設計（小学校4校、中学校3校） 非構造部材耐震化工事（小学校1校、中学校5校）
8	非構造部材耐震化工事（小学校5校、中学校3校）

小・中学校屋内運動場等非構造部材耐震化工事の完了校（令和7年度まで）

第二小・第五小・第六小・第七小・成木小・河辺小・新町小・今井小・若草小・藤橋小・第一中・第二中・西中・第六中・吹上中・泉中（小学校10校、中学校6校）

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	小・中学校8校（第一小・第三小・霞台小・友田小・吹上小・第七中・霞台中・新町中）の工事を実施する。						
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	8	31	26	27			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針【6】	施策名	10 学校施設の再編および環境整備	
推進プラン柱【4】	提言(4)3	提言内容	校舎・施設・設備等の安全確保の推進
主管課名	教育総務課	事業名	○小・中学校校舎および屋内運動場LED改修工事の実施

【事業の目的】

- 校舎・屋内運動場等の照明設備のLED化を実施し、環境負荷の軽減等を図り、かつ、児童・生徒等の安全・安心な教育環境を整える。

【事業内容】

非構造部材の耐震化工事に合わせて、校舎・屋内運動場の照明のLED化を実施する。

【備考】

小・中学校校舎および屋内運動場LED改修工事の実施予定

年度	工事实施(予定)校
5	照明設備LED化改修設計(小学校9校、中学校4校)
6	照明設備LED化改修設計(小学校7校、中学校6校) 照明設備LED化改修工事(小学校9校、中学校2校) (うち小学校2校は屋体のみ)
7	照明設備LED化改修工事(小学校4校、中学校5校) (うち小学校2校は屋体以外)
8	照明設備LED化改修工事(小学校5校、中学校3校) (うち小学校1校は屋体以外)

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	小・中学校8校(第三小・霞台小・友田小・今井小(校舎)・吹上小・第七中・霞台中・泉中)のLED化改修工事を実施する。						
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	10	40	25	25			
評価	○	○					
年度別評価							
事業期間総合評価(最終年度のみ記入)							

基本方針【6】	施策名	11 教育委員会の機能の充実	
推進プラン柱【】	提言()	提言内容	
主管課名	教育総務課	事業名	○教育に関する事務の管理・執行の状況の点検および評価の実施

【事業の目的】

- 教育施策や事務事業の取組状況について点検および評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
また、点検および評価の結果に関する報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、公表することにより、市民に対する行政の透明性の確保と説明責任を果たし、教育行政への理解を図る。

【事業内容】

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成19年6月に公布され、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。このため、平成20年4月1日から、毎年、その権限に属する事務の管理および執行の状況について点検および評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられたことから、教育委員会の事務点検および評価を実施する。
- 点検および評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る。
- 点検および評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し青梅市議会へ提出するとともに、これを公表する。
- 事務点検および評価の結果を、今後の教育目標や基本方針等の策定、その他事務事業の改善等に活用する。

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	引き続き、可能な限り適切な数値化をするなど、具体的でわかりやすい内容となるように努める。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針【6】	施策名	11 教育委員会の機能の充実	
推進プラン柱【】	提言()	提言内容	
主管課名	教育総務課	事業名	○教育法務相談員の継続配置

【事業の目的】

- 市内小・中学校におけるいじめや学校事故等に対し、法律的に対処が必要のあるものについて、専門的な立場から解決を図ることを目的とするほか、学校に限らず、生涯学習や文化的な諸問題に対しても対応できるよう教育委員会事務局の機能の強化を図ることを目的とする。

【事業内容】

令和4年度から、弁護士資格を有する「教育法務相談員」を配置し、法律的な面から、また、その他専門的な立場から学校のいじめ問題の解決等を図り、教育委員会における様々な諸問題について対応している。

- ※ 相談件数
 令和4年度 125件 (このほか研修等4件)
 令和5年度 162件 (このほか研修6件)
 令和6年度 149件 (このほか研修1件)

【年度ごとの目標達成の数値化(スモールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和8年度目標	引き続き、弁護士資格を持つ教育法務相談員を配置し、いじめ問題をはじめとする学校、教育委員会の諸問題の把握を行い、解決に向けた体制を継続する。						
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

V 青梅市教育推進プラン 有識者からの提言

第1章 「青梅市教育推進プラン」の基本的な考え方

- 1 策定の目的
- 2 施策化の方針
- 3 青梅市教育委員会が育成を目指す子ども像
- 4 青梅市の地域的・歴史的な特徴
- 5 家庭・学校・地域の新たな連携
- 6 4本の柱の策定
- 7 4本の柱の骨子
- 8 構想図

第2章 「青梅市教育推進プラン」における提言

1 提言内容

柱1：国際化時代を生きるために

- (1) 人権尊重の精神をはぐくむ
- (2) 環境を大切にすることを培う
- (3) コミュニケーション能力を育成する
- (4) 国際性をはぐくむ
- (5) 情報活用能力を育成する

柱2：社会のよき形成者となるために

- (1) 公共心をはぐくむ
- (2) 豊かな言語感覚や言語能力を育成する
- (3) 自ら学び、自ら考える力を育成する
- (4) 心とからだの健康をはぐくむ
- (5) 望ましい勤労観や職業観をはぐくむ
- (6) 障害のある児童・生徒の個性や能力を伸ばす

柱3：青梅の将来を担うために

- (1) 郷土愛をはぐくむ
- (2) 地域に貢献する人材を育成する
- (3) 学校に対する愛着をはぐくむ
- (4) 青梅の自然に対する愛着をはぐくむ

柱4：教育の質を高めるために

- (1) 学校の経営力の向上を図る
- (2) 教員の資質向上を図る
- (3) 家庭教育への支援を図る
- (4) 安全・安心な学校づくりの推進を図る

＜参 考＞

1 青梅市における特色ある施策の取組

- (1) 心の教育の推進
- (2) 個を伸ばす指導の充実
- (3) 健康・体力づくりの推進
- (4) 読書活動の推進
- (5) 情報教育の推進
- (6) 特別支援教育の展開に向けた取組の推進
- (7) 教育相談体制の充実
- (8) 安全・安心な学校づくりの推進
- (9) 青少年の健全育成の推進
- (10) 家庭教育への支援
- (11) 図書館の整備および読書活動等の推進
- (12) 国際性をはぐくむ教育の推進
- (13) 心と体の健康をはぐくむ
- (14) 学校教育との連携の推進

2 その他の教育施策に関する基本的な考え

- (1) 学校選択制についての基本的な考え方
- (2) 二学期制についての基本的な考え方

3 青梅市教育推進プランの体系

＜資 料＞

- 1 検討委員会設置要綱
- 2 検討経過
- 3 検討委員名簿
- 4 教育推進プラン（改訂案）に対する市民の意見と意見の反映
- 5 用語解説

※ 本文中に*印が付いている単語について解説しています。

第1章「青梅市教育推進プラン（改訂版）」の基本的な考え方

1 策定の目的

青梅市教育委員会では、平成19年3月、青梅市総合長期計画（後期基本計画）の策定に合わせて、青梅市の今後の教育の方向性を示す「青梅市教育推進プラン」を策定し、教育改革を着実に推進してまいりました。

国におきましては、平成18年12月、制定から約60年ぶりに教育基本法が改正され、「公共の精神」の尊重や「豊かな人間性や創造性」「学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力」等が新たに規定されました。さらに、同法には、地方公共団体に対して教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「教育振興基本計画」を策定することが努力義務として規定されました。

今、東京都をはじめ、数多くの地方自治体は、この法律にもとづき、教育に関する新たな計画を策定し、あるいは改正し教育活動を推進しています。

東京都は、平成20年5月に「東京都教育ビジョン（第2次）」を策定し、12の方向性と27の提言を示し、21世紀を担う子どもの育成を目指して、家庭・学校・地域・社会の役割を明らかにしております。

青梅市におきましても、「青梅市教育推進プラン」の成果や「青梅市総合長期計画 実施計画書（平成22年度～24年度）」の内容を踏まえ「青梅市教育推進プラン（改訂版）」を策定いたしました。

変化の激しい現代社会では、将来を見通すことが難しい時代ですが、青梅市総合長期計画に掲げた都市像「豊かな自然、快適な暮らし、ふれあいの街 青梅」の将来を担う子どもの健やかな成長を、市民のだれもが望んでおります。

そのためには、現代社会における教育の在り方を、たえず見直すとともに、青梅の恵まれた自然や歴史・伝統・文化を通して、またそれらを守り伝承する人々の心にふれる中で、青梅の子ども一人一人が、豊かな人間性をはぐくみ、社会の中で自立して生きていく力を身に付けていくことが必要です。

この推進プランでは、今の青梅の子どもが生きていく将来を見据えた上で、「国際化時代」を生きるために、「社会の形成者」となるために、「青梅の将来を担う」ために、はぐくんでほしいもの、身に付けてほしいものがどのようなことなのかを示し、そのためには、どのような教育が必要であるかを提言という形で示しています。

本推進プランの提言をより具現化し、着実に展開することが、青梅の将来を担う子どもの育成につながることをとらえています。

具体的な目的は、次のとおりです。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 青梅市教育委員会が育成を目指す子ども像に向けた教育の一層の充実・推進を図る。(2) 青梅の豊かな自然や歴史とともに培ってきた伝統・文化を生かした教育の充実を図る。(3) 家庭・学校・地域が新たな連携のもとに、一体となった教育施策の推進を図る。 |
|---|

このような目的を達成するためには、社会における教育環境の整備を図るとともに、家庭・学校・地域が一体となって信頼感を醸成し、協働していくことが大切です。

時代が変わっても変わることのない教育の本質を基盤とし、長い歴史の中で、豊かな自然環境と人情によって栄え、発展してきた青梅のよき伝統を現代に引継ぎ、今の時代の要請に応じた教育施策の在り方について示すことが、この推進プランの目的であるととらえています。

青梅市教育委員会では、義務教育を中心としたこの「青梅市教育推進プラン」を市民に示し、市民の理解と協力を得ながら適切な教育を展開していきます。

2 施策化の方針

この推進プラン（改訂版）は、従来から展開している施策の改善・充実や新たな課題への対応などから、早急に取り組むべき事業を重点施策として、平成23年度青梅市教育委員会の基本方針に位置付けて施策化を図ります。

それ以外の中長期的な取組が求められる施策については、社会状況や国の教育改革の動向を見極めた上で、本推進プランの考えや提言にもとづいた具体的な施策を次期、総合長期計画等に位置付けて展開していきます。

3 青梅市教育委員会が育成を目指す子ども像

青梅市教育委員会では、教育目標の中に、次のような目指す子ども像を示しています。

【青梅市教育委員会教育目標】

青梅市教育委員会は、子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、郷土を愛する人間性豊かな市民として成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員としての自覚をもち、勤労と責任を重んじ、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育の充実、推進を図る。

また、学校教育および社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、自らの目標を目指して学び、互いに認め、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は活力ある地域の中で、家庭、学校および地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行うものであるとの認識に立って、すべての市民が教育に参加することを目指していく。

この教育目標に定めている子ども像は、子ども一人一人が自らの夢や目標に向かって努力し、自己実現を図ることのできる人間、また、自らを厳しく律するとともに、他者への思いやりの心もち、様々な人々との交流などを通して豊かな人間関係を築くことのできる人間として成長していくことを目指しています。

また、青梅や日本の歴史・伝統・文化を尊重し、世界の中の日本人としての誇りと自覚をもって、社会の一員としての責任を果たし、社会に積極的に貢献していこうとする人間としての成長をも目指しています。

さらに、社会の変化が著しい時代にあって、自己の進路を切り拓いていく力の育成が求められています。

そのためには、直面する多様な課題の解決に向けて、社会情勢や社会環境から物事をとらえ、必要な情報を収集し活用するなど、自ら学び考えて行動していく力を身に付けていくことが必要です。学んだことを基盤に自らを高め、新たな時代の担い手としての素養である個性や創造性を発揮できる人間として成長していくことを目指しています。

このような子ども像は、保護者が望み、市民や社会が理想として掲げているものでもあります。

社会がどのように変化しようとも、こうした人間がいつの時代にも求められ、社会の一員として活躍することが期待されております。

「青梅市教育推進プラン（改訂版）」では、このようなことを踏まえ、未来を担う人間の育成を目指し、21世紀における学校教育および社会教育を推進します。

4 青梅の地域的・歴史的な特徴

（1）青梅の豊かな自然

青梅の西部や北部の丘陵地にスギやヒノキなどの植林地があり、南部の丘陵地には広葉樹林地があります。

また、青梅駅周辺から東部には、住宅地や農地が広がり、その中を多摩川・霞川が流れ、さらに丘陵地を流れる大小の支流などがあり、美しい自然に恵まれています。

この何気ない豊かな水や緑は、今日のわたしたちの生活に安らぎと潤いを与えています。

近年の都市化の進展に伴い、環境に対する市民の意識や関心は、一層高まっています。

将来の青梅を担う子どもには、この豊かな自然を守り、はぐくみ、引き継いでいくことの大切さを学ばせていくことが大切です。

そのためには、環境教育の充実はもとより、青梅の自然を生かした体験活動等を通して、環境に対する意識をより高め、自然環境を大切にすることを培っていきます。

（2）青梅の歴史・伝統・文化

青梅は、西部にそびえる関東山地より流れ出た多摩川が形成した河岸段丘上や、市

内霞池を水源とする霞川流域などにおいて、縄文時代以前から人々の生活が営まれていました。

古代から中世にかけてこの地は、「そまほ杣保」と呼ばれ、国府などへ山林資源を供給する地域としての重要な役割を担っていました。

そして、長い間、この地を支配し、経済力を蓄えた三田氏は、中央の文化を取り入れるとともに観音寺や武蔵御嶽神社に代表される市内の社寺の修理などを積極的に行い、これらは質の高い文化財として今日に伝えられています。

江戸時代、市域の大部分は、天領として幕府の直轄地となり、大消費地江戸を支える石灰、木材、炭、織物など様々な物資の集散地として繁栄しました。

同時に、江戸文化の中心をなした文人墨客が来青するなど、江戸との文化交流がさかんになり、郷土の文化人が輩出し、書画等の分野に優れた作品が残されています。

また、住吉神社の祭礼で演じられる祭り囃子も、江戸文化を象徴するもので、さまざまな江戸の文化を取り入れながら、町民文化が開花しました。

そして、現在も市内の各地域において、祭り囃子や獅子舞などが生活のなかに息つき、祭りや芸能を通じて地域の連携がはぐくまれ、今日なお伝統芸能として継承されています。

さらに、本市は、国宝「あかいとおどしよろい赤糸威鎧」、「えんもんらでんかがみくら円文螺鈿鏡鞍」をはじめとする多くの文化財に恵まれています。

教育委員会は、このような多くの貴重な文化財や伝統芸能の活用を、本市ならではの特色ある教育活動のひとつとして位置付け、これらを継承し、文化の発展へとつなげ、子どもの郷土愛をはぐくんでいきます。

5 家庭・学校・地域の新たな連携

国際化、情報化、少子・高齢化などの急速な進展とともに、国民のニーズの多様化に伴う社会の変化が個性化・個別化などを推し進め、個性が尊重される中、社会性や人間関係の希薄化などが懸念されております。

このような社会の流れは、今の子どもを取り巻く家庭・学校・地域に、いじめや不登校などの従来からの課題に加えて、小学校に入学した1年生が集団生活になじめず、担任が学級運営に苦慮するという小1プロブレム*や、中学校に進学した1年生が中学校生活になじめずに不登校傾向をあらわすなどの中1ギャップ*、その他に、学力低下、規範意識の希薄化などの新たな課題も現れてきています。

これらの課題の解決に向けて総合的に取り組むためには、学校だけでなく、子どもの生活の基盤である家庭・地域等を含めて、それぞれの役割を再認識した上で、新たな連携の構築が求められています。

現在、青梅市では、家庭・学校・地域等の連携のもとに、「開かれた学校づくり」「特色ある学校づくり」を教育委員会の基本方針に位置付け、各学校において「学校運営連絡協議会*」を設置し、この連絡協議会を通じて、保護者や地域住民に対して、学校運営への参画を促進しています。

今後は、家庭・学校・地域等が互いの役割を明確にし、それぞれが責任を果たしていくとともに、共通の目標を掲げて、協働していく仕組みづくりが必要です。

学校は地域に開かれた学校づくりをより推進するとともに、家庭や地域から一層の信頼を得るために、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映し、各地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めることが大切です。

また、保護者や地域住民は、学校とともに我が子や地域の教育に対する責任を負うとの認識のもとに、学校運営に積極的に参画していくことが重要です。

さらに、小学校・中学校のPTA、地域にある青少年団体や関係諸機関なども同様に新たな連携づくりが必要となってきました

家庭・学校・地域は、教育委員会の目指す子ども像を共通の目標として、それぞれが主体的に協力し合って、子どもの教育にかかわっていく体制づくりを目指します。

【家庭・学校・地域の役割について】

このプランの中では、家庭・学校・地域の役割を次のようにとらえています。

（１）家庭では

子どもの教育の原点は家庭です。特に、命の尊さを柱とした家庭教育は極めて重要です。また、家庭での子どもに対する基本的な生活習慣や礼儀等についてのしつけは、学校や地域、社会の中で生きていく土台となります。

そのため、保護者は子どもの教育を他人任せや学校任せにせず、子どもの教育に積極的にかかわるとともに、深い愛情をもち、良好な信頼関係の中で、子どもの豊かな人間性の基礎をはぐくんでいくことが求められます。

（２）学校では

子どもは、学校生活の中で互いに切磋琢磨しながら、自立した人間として社会で活躍するために必要な知識や技能・態度を身に付けていくとともに、協調や競い合いの中で、人間関係づくりの基礎を学んでいきます。

そのため、学校では、子どもや保護者からの厚い信頼と尊敬を得た優れた教員による教育実践によって、生きる力の基盤となる基礎的・基本的な学力の定着化を図り、子ども一人一人の個性を伸ばし、豊かな人間性をはぐくんでいくことが求められます。

（３）地域では

子どもは、自分の家庭以外の社会を見たり、体験したりすることで、視野が広がり、社会を学んでいきます。また、保護者以外の大人とのかかわりを深める中で、社会性を身に付けていくとともに、地域の一員としての自覚が培われていきます。

そのため、地域の大人が日常的に子どもとのかかわり合いを深め、地域の活動を通して、子どもの社会性や責任感をはぐくんでいくことが求められます。

6 4本の柱の策定

国や東京都の教育改革の動向を注視し、青梅ならではの教育の在り方を示していくために、この推進プランの策定の目的を踏まえ、次のような考えのもとに柱の策定を進めました。

- (1) 今後さらに進展が予想される国際化時代に向けて、国際人としての人材育成を図る観点から、国際社会に求められる資質・能力を育成する教育の推進が必要であるととらえました。
- (2) 新しい社会を創造する人材の育成を図る観点から、第5期東京都生涯学習審議会答申にある「子ども・若者の次世代を担う力をはぐくむための教育施策」等を参考にし、社会生活を営んでいくための基礎・基本を身に付ける教育の推進が必要であるととらえました。
- (3) 青梅の将来を担う人材の育成を図る観点から、地域に根ざした教育の推進が必要であるととらえました。
- (4) 子どもの「人間力」の豊かな育成を図る観点から、平成17年10月に公表された中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する(答申)」を参考にし、学校の教育力や教員の力量を高めていく教育の推進が必要であるととらえました。

このような4つの観点にもとづく教育の在り方を、柱の策定の根幹に据え、その他に、毎年度、青梅市教育委員会が重点として基本方針に位置付けてきたねらいや施策等を踏まえた上で、次のとおり4本の柱を策定しました。

7 4本の柱の骨子

柱1 国際化時代を生きるために【グローバルスタンダード】 国際社会に生きるための資質や能力を育成する教育の推進
--

青梅市は、昭和40年にドイツのポッパルト市と姉妹都市提携を結び、両国市民の交流などを通して、国際化を視野に入れた施策を展開しています。

また、市民マラソンの草分け的な存在でもある「青梅マラソン」は、海外からの招待選手や他国からの参加選手による国際交流の場となっています。

今後さらに進展していく国際化時代の中では、豊かな人間関係を構築できる人材の育成が求められています。

人権感覚に優れ、国際社会にも通じるマナーと知識、コミュニケーション能力を身に付け、国際社会をリードする人材の育成、日本の伝統・文化を理解し、他国の伝統・文化を尊重できる人材の育成などが重要なことから、このような柱を設定しました。

柱 2 社会のよき形成者となるために【ナショナルスタンダード】 社会の一員としての基礎・基本を身に付ける教育の推進

青梅の長い歴史の中で培われてきた人情や思いやりの心などによって、豊かな人間関係が構築され、社会のよき形成者として、公共心や社会奉仕の精神などがはぐくまれてきました。

このような青梅の特色を子どもたちに継承していくとともに、社会の一員としての基礎・基本を身に付けていくために、自ら学び、自ら考える力の育成や心とからだの健康づくりに取り組んでいくことが必要です。

また、望ましい勤労観や職業観などをはぐくみ、社会の一員としての自覚を高めていくことが大切です。

家庭・学校・地域の連携のもとに、青梅の特色を次世代に継承し、社会のよき形成者となる人材の育成が重要なことから、このような柱を設定しました。

柱 3 青梅の将来を担うために【ローカルスタンダード】 地域に根ざした教育の推進

青梅には、地域ごとに歴史・伝統・文化と豊かな自然があります。子どもにとって地域を学ぶことは、青梅の歴史を学ぶ上で欠かすことのできない重要な基盤です。

特に、伝統芸能である祭り囃子や獅子舞などは、青梅の文化を知る上で、貴重な財産です。これらを学び、伝承することは、今後の青梅の歴史を築き、文化を発展させることへとつながり、ふるさと青梅に対する郷土愛をはぐくんでいくことになります。

郷土愛は、歴史ある青梅を根底から支える力となり、今後の繁栄と豊かな人間関係の礎となります。

このようなことから、郷土愛をはぐくむためには、地域に根ざした教育の推進が一層求められています。

また、青梅の豊かな自然は、青梅ならではのものであり、その恵みは、現在も人々の暮らしや心を支えています。青梅で学び、育てていく子どもに、自然の大切さを学ばせ、自然と共生していく態度や行動を身に付けさせることが重要です。

さらに、地域の一員としての自覚を高め、地域に貢献する人材の育成が求められていることから、このような柱を設定しました。

柱 4 教育の質を高めるために 家庭・学校・地域の連携による教育の推進

上記の3つの柱を支えるためには、家庭、学校、地域がそれぞれ独自の機能を発揮し、調和を保ちながら連携を進めることが重要です。

義務教育の期間においては、家庭の教育力とともに、学校の教育力が問われます。家庭教育は、個に対する教育が主となります。社会教育は、日常生活が営まれる地域社会の中で、年齢など多様な子どもの自発的な参加によって進められます。

学校では、個に対する教育とともに、集団を通しての教育も行います。集団を通しての教育は、人との信頼関係や協調性を高めていきます。この両方がバランスよく、そして教育の専門家である教員の力によって、質の高い教育が行われるのが学校教育です。

学校は、校長のリーダーシップのもとに、学校経営の充実を図り、保護者や地域との連携のもとに、組織としての機能を高めていくことが質の高い教育につながっていきます。

また、学校の教育環境を整備することも大変重要です。

学校図書館の蔵書の充実やコンピュータなどの情報機器の整備とインターネット環境の整備などの教育環境の整備は、教育の質を高める上で欠かすことのできない条件整備です。

さらに、子どもたちが安全で安心して学べる学校として、校舎の耐震化の推進や計画的な施設設備の補修・改修などの環境整備も重要です。

校舎等の環境整備が進む中で、子どもたちが潤いをもって学ぶことのできる学び舎としての視点を加えていくことも大切です。

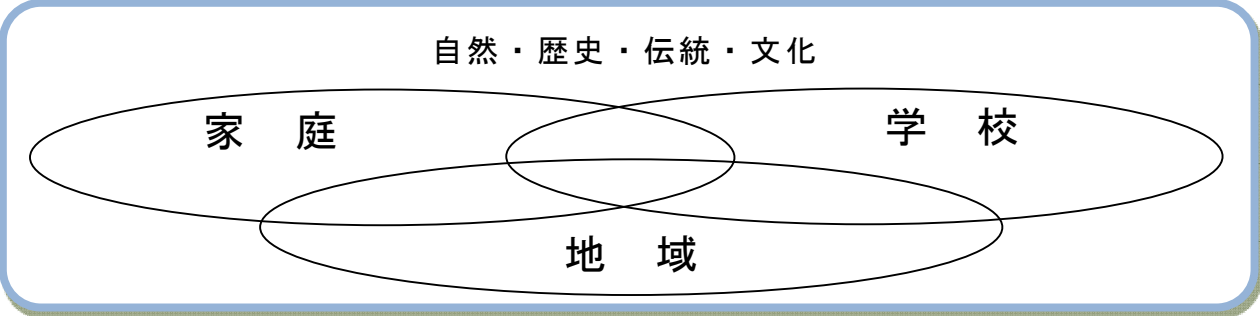
このようなことから、教育の質を高めるための施策等を4本目の柱とし、上記3つの柱を支える基盤として位置付けました。

8 構想図

21世紀における教育のあり方

目指す子ども像

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員としての自覚をもち、勤労と責任を重んじ、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間



<p>国際化時代を生きるために 【グローバルスタンダード】</p>	<p>社会のよき形成者となるために 【ナショナルスタンダード】</p>	<p>青梅の将来を担うために 【ローカルスタンダード】</p>
<p>国際社会に生きるための資質や能力を育成する教育の推進</p>	<p>社会の一員としての基礎基本を身に付ける教育の推進</p>	<p>地域に根ざした教育の推進</p>

育てたい子どもの力

<ul style="list-style-type: none"> ◎人権尊重の精神をはぐくむ ◎環境を大切にする態度を培う ◎コミュニケーション能力を育成する ◎国際性をはぐくむ ◎情報活用能力を育成する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎公共心をはぐくむ ◎豊かな言語感覚や言語能力を育成する ◎自ら学び、自ら考える力を育成する ◎心とからだの健康をはぐくむ ◎望ましい勤労観や職業観をはぐくむ ◎障害のある児童・生徒の個性や能力を伸ばす 	<ul style="list-style-type: none"> ◎郷土愛をはぐくむ ◎地域に貢献する人材を育成する ◎学校に対する愛着をはぐくむ ◎青梅の自然に対する愛着をはぐくむ
---	--	---

教育の質を高めるために

- ◎学校の経営力の向上を図る
- ◎教員の資質向上を図る
- ◎家庭教育への支援を図る
- ◎安全・安心な学校づくりの推進を図る
- ◎社会全体で教育の向上を図る

第2章 「青梅市教育推進プラン」における提言

1 提言内容

柱1 国際化時代を生きるために【グローバルスタンダード】 国際社会に生きるための資質や能力を育成する教育の推進

(1) 人権尊重の精神をはぐくむ

提言1 人権教育の充実

国際人としての人権感覚を身に付け、国籍や人種、民族などについてのあらゆる偏見や差別をなくすために、人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進することが求められています。

そのためには、国際社会の視点に立った人権教育推進のための啓発資料を作成し、資料の活用を図るとともに、家庭・学校・地域ごとに一層の人権教育を推進することが重要です。

学校においては、道徳教育の充実、児童・生徒が主体的に取り組む調べ学習や問題解決的な学習などの指導を一層進めていくことが必要です。

また、保護者、地域等を対象に、身近な課題から人権の大切さに気付くことのできる実践的な研修会を開催し、大人から子どもに伝え、教えていく環境づくり等も大切です。

提言2 国際理解教育の推進

国際化の進展において、国際社会に貢献する態度をはぐくむために、国際感覚を身に付けるとともに日本の歴史・伝統・文化に関する学びを通して、他国の歴史・伝統・文化への理解を深め、尊重する態度を培うことが求められています。

そのためには、子どもが、社会におけるルールやマナーなどの重要性を主体的に学んでいく学習や日本の歴史・伝統・文化に触れる楽しさを味わう機会の設定、環境づくりなどを進め、国際人としての人間的な魅力を育成していくことが重要です。

併せて、歴史によって培われた青梅の伝統・文化および青梅の人々がもつ情緒や道徳観などを、大人から子どもへ継承していく取組を推進していくことが重要です。

学校教育においては、国際感覚をはぐくむ教育に、円滑にかつ実践的に取り組むためのカリキュラム*の研究・開発を進めていくことが必要です。

(2) 環境を大切にす態度を培う

提言 環境教育の充実

近年のオゾン層の破壊や地球温暖化、生物の多様性など、地球規模の環境破壊が国際社会における重要な問題となっています。この問題を解決していくためには、これからの地球を支えていく子ども一人一人の環境に対する認識や意識を、一層高めていくことが求められています。

そのためには、様々な学習機会を設定し、子どもが身近な地域の環境について関心をもち、自ら環境について学習していく意欲を培うことが重要です。

学校においては、国や東京都で作成した環境教育に関する指導資料を参考に、青梅市の身近な地域を教材として取り上げ、子どもが自ら調べたり、解決に向けた取組を考えたりする学習機会を設定することが必要です。

また、ゴミの問題や青梅の豊かな自然を大切にする意識をより高めるために、青梅市リサイクルセンターや東京都森林組合などの公的機関と連携した環境教育を推進することも大切です。

環境教育については、「柱3の(4)」に示している「青梅の自然に対する愛着をはぐくむ」と関連させた取組を進めていくことが大切です。

(3) コミュニケーション能力を育成する

提言1 国語教育の充実

国際社会の中で、よりよい人間関係を作り、共生社会をつくるためには、他の人の話を聞き、必要なことを理解する力と、自分の意見や考えを論理的にまとめ、相手に分かりやすく伝える力を身に付けていくことが求められています。

そのためには、教科等における「話す」「聞く」「書く」「読む」などの様々な活動、いわゆる言語活動を通して国語力を高め、コミュニケーション能力の育成に欠かすことのできない聞く力と話す力、さらに論理的思考力とそれを根底で支える語彙力を育成していくことが重要です。

社会のよき形成者となるためにも、コミュニケーション能力は、欠かすことのできないものであり、この教育推進プランにおいては、重点の一つとして位置付けています。

また、コミュニケーション能力の育成については、「柱2 社会のよき形成者となるために」に示している、国語力の向上に向けた教育活動の推進の内容とここで言う国語教育の充実の内容とを関連させて、取組を進めていくことが大切です。

提言2 外国語活動、英語教育の充実

国際社会の中で、豊かな人間関係を築いていくためには、国際的共通語であり、中学校の教科である英語を用いたコミュニケーション能力の育成が求められています。

そのためには、小学校では、外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度やその能力の素地を、外国語活動の中で積極的に育成することが重要

です。

中学校では、従来の英語教育の中で、会話を中心とした学習活動をさらに充実させるなど、小・中学校に派遣しているネイティブスピーカー*の活用を一層促進することが重要です。

また、ネイティブスピーカーを英語の時間だけでなく、総合的な学習の時間等においても積極的に活用し、子どもが英語に触れる機会を多くすることも必要です。

さらに、小・中学校が地域の教育力を活用し、外国語活動や英語教育の一層の充実を図ることも大切です。

提言 3 多くの人とかかわる教育の充実

国際社会の中で、コミュニケーション能力を育成するためには、国内外を問わず、数多くの人との会話等を通じた交流が求められています。

そのためには、学校や地域社会において、子どもたちが広く社会の人々とかかわることができる場の設定や、あいさつ運動などを地域全体において実施することが重要です。

(4) 国際性をはぐくむ

提言 国際感覚をはぐくむ教育の推進

国際化時代の進展とともに、国際感覚を身に付け、豊かな世界観をはぐくむためには、他の国の人々との相互理解にもとづいた人間関係の構築が求められています。

そのためには、日本の文化と世界の文化との交流等の機会の促進や、姉妹都市であるドイツのポッパルト市との交流の成果の活用、諸外国との新たな交流活動等を積極的に行い、国際感覚を身に付けさせていくことが重要です。

また、青梅市内にある国際交流関係諸団体との連携や、居住している他の国の人々との交流を推進していくことも大切です。

(5) 情報活用能力を育成する

提言 情報教育の推進

現代は、インターネットがグローバルな情報通信基盤となり、パーソナルコンピュータや携帯電話等が広く個人にも普及した高度情報化社会となっています。

このような社会においては、情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくための情報活用能力の育成が求められます。また同時に、ネットワーク上の有害情報や悪意ある情報発信などに適切に対応する能力の育成も求められます。

学校においては、全小・中学校に配置されているICT機器*等を各教科や総合的な学習の時間等の中で積極的に活用し、情報の収集・選択・処理・活用などに関する

る指導の充実を図るとともに、情報化社会の課題でもあるインターネットやメールなどの利用に関するモラルやマナーをはぐくむことが重要です。

また、将来に向けて、児童・生徒の情報活用能力を育成するための指導法の研究・開発を一層進める必要があります。

さらに、家庭・地域においては、学校との連携により、子どもの年齢や発達段階に応じた携帯電話等の情報通信機器の活用やルール作りを行い、安全・安心な生活環境をつくるのが大切です。

柱2 社会のよき形成者となるために【ナショナルスタンダード】 社会の一員としての基礎・基本を身に付ける教育の推進

(1) 公共心をはぐくむ

提言 奉仕体験活動の充実

公共の利益に尽くそうとする精神や態度を育成するためには、家庭・学校・地域が協働した取組を推進することが求められています。

そのために、学校では、総合的な学習の時間や学校行事、学級活動等で奉仕体験活動を企画し、計画的に取り組むとともに、地域の奉仕体験活動へ積極的に児童・生徒を参加させ、公共心を根付かせることが重要です。

家庭では、学校や地域の取組に保護者も含めて積極的に参加・協力するとともに、保護者の行動や態度が子どもたちにとってよい見本となるようにすることが重要です。

また、地域は、独自で実施する奉仕活動またはボランティア活動等について、学校との連携を強めるとともに、学校で行う奉仕体験活動に対して積極的に参加・協力し、地域の将来を担う子どもの育成に、学校とともに取り組んでいくことが大切です。

(2) 豊かな言語感覚や言語能力を育成する

提言 国語力の向上に向けた教育活動の推進

子どもたちの思考力、判断力、表現力等をはぐくみ、コミュニケーションや知的活動の基盤となる言語の能力を育成するには、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、それらを活用する学習活動を充実させることが求められています。

そのために、学校では、国語科における教科指導の充実とともに、各教科において児童・生徒の年齢、発達段階に応じた言語活動を充実させることが重要です。

また、豊かな言語感覚や創造力を育てるためには、読書活動が重要なことから、読書活動を中心とした特色ある教育活動や総合的な学習の時間等における取組を工

夫する必要があります。

青梅市は、子どもたちの読書活動を推進するための基本的考え方や取組などを示した、「第二次青梅市子ども読書活動推進計画」を、平成21年3月に策定しました。この計画は、家庭・学校・地域および青梅市図書館が連携し、子どもへのさらなる読書活動を推進していくためのものです。

家庭や地域では、読書習慣の確立に向けて、学校図書館を活用した読み聞かせや優良な本の紹介などの支援をしていくことが求められます。

そのためには、地域における図書館ボランティアなどの組織を創設し、教育委員会も支援する中で、地域とともに子どもの国語力の向上に向けた取組を推進していくことが重要です。

さらに、学校で学んだことを発表する機会として、主張大会や読書感想文コンクールなどを開催し、家庭・学校・地域が連携して、読書活動を活性化させることが大切です。

(3) 自ら学び、自ら考える力を育成する

提言1 学力向上に向けた取組の推進

基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせ、それらを活用するために、思考力・判断力・表現力を各教科の中で育成することが求められています。

また、論理的な思考力や科学的な資質、能力を引き出すために、理数教育の充実を図ることも求められています。

そのために、学校では、「授業改善推進プラン*」を作成・実施し、少人数指導や習熟度別指導などの指導方法の工夫・改善に努めて、児童・生徒一人一人の個性や能力を伸ばし、個に応じた指導の充実を図る必要があります。

また、体験的な学習や問題解決的な学習を工夫して、児童・生徒の学習意欲を高めるような授業改善に取り組むことも必要です。

さらに、学力向上の推進については、「柱4 教育の質を高めるために」に示している、教員の資質向上の内容と関連させて、取組を進めていくことが大切です。

提言2 小・中学校一貫教育の推進

青梅市の実情に応じた義務教育の充実を図るために、今まで以上に小・中学校の連携による教育実践が求められています。また、青梅市の学校規模や地域の特性をより生かすために、小・中学校一貫教育*の推進も求められています。

そのためには、中学校を単位とした学区を中心に、一貫教育を進めるための義務教育9年間を通した、各教科等の指導計画を作成し、特色ある教育活動を展開することが必要です。

また、青梅市内にある小規模の小・中学校においては、特色ある一貫教育校づく

りに向けて推進委員会等を設置し、学校運営や教育課程等の研究開発、モデル事業の展開、さらに小規模特別認定校制度*の活用の在り方などを検討していく中で、進めていくことが大切です。

提言3 高等学校、大学との交流の推進

各小・中学校の教育活動の一層の活性化を図るためには、青梅市近隣に所在する高等学校や大学との連携・協力を図り、児童・生徒、教員等の人的交流や施設・設備等の活用を推進することが求められています。

教育委員会は、平成18年度に明星大学とのインターンシップ制度*の協定を締結し、大学から学生の派遣を受け入れています。こうした制度をさらに活性化させるために、インターンシップを行った学生に対して、取組の成果を評価する修了証の発行や指導主事や校長による教員養成講座等を実施し、相互に利点のある制度にしていくことが重要です。

また、高等学校については、東京都立青梅総合高等学校等との授業交流や農業・林業・園芸等の実習体験などをより進めていく必要があります。

今後に向けて、小・中学校と高等学校、大学との交流を進める窓口の設置や高等学校、大学との交流実践事例集の作成などを行い、交流の活性化をより図ることも考えられます。

提言4 児童・生徒の学習支援の促進

自ら学び、自ら考える力の育成に向けて一層の学力向上を図るためには、教職員はもとより地域の人々や大学生等の力を導入するなどして、児童・生徒一人一人の習熟の状況に応じた学習支援が求められています。

そのためには、各学校へ地域のボランティアや大学生等を教育活動支援員*などとして派遣し、学習指導や生活指導等に関する支援の充実を図るなどの取組が必要です。

また、児童・生徒の学習のニーズに応じて、休日等における市民センターの施設の開放について検討していく必要があります。その際、市内に設置されている都立高等学校の生徒や地域の方等に学習支援のボランティアとして参加協力を依頼することも考えられます。

さらに、学力向上の効果を上げるためには、家庭での保護者等による学習支援が大切です。

(4) 心とからだの健康をはぐくむ

提言1 心の教育の推進

子どもが自他の生命を大切にし、思いやりの心や社会生活の基本的なルールを身に付け、いじめの根絶を目指すために、家庭・学校・地域等が連携した取組を積極

的に推進することが求められています。

そのためには、保護者や地域とともに進めていく道徳教育の充実や児童・生徒の自立を促す奉仕体験活動の推進、道徳授業地区公開講座*の充実、「心のパスポート*」の活用、「青梅子どもルール*」の啓発等を通じた規範意識の高揚などの取組を、一層進めていく必要があります。

提言 2 情操教育の推進

真・善・美などの人間的な価値観を養うために、文化・芸術などの活動を積極的に取り入れた情操教育を推進していくことが求められています。

そのため、学校においては、演奏会や音楽会、合唱コンクール、図画工作作品展、美術展などを開催し、児童・生徒の豊かな感性をはぐくむことが重要です。

また、文化的施設においては、優れた文化や芸術に触れる機会を拡充し、学校教育と連携を図りながら、子どもたちの利用拡大を推進することにより、感動と喜び、そして感受性を高め、より豊かな情操をはぐくむことが重要です。

教育委員会は、このような取組に対して、積極的な支援に努める必要があります。

提言 3 健康・安全教育の推進

子どもが健康で充実した人生を送るために、自ら健康を適切に管理し、改善していく意志と行動力、また自ら危険を回避できる危機回避能力等を培うことが求められています。

そのためには、平成22年3月に策定された「青梅市食育推進計画*」にもとづき、学齢期の食育の施策を推進し、各学校の食育リーダー*を中心とした食に関する指導体制の充実を図るとともに、栄養職員*や調理員と教員との連携による複数指導の充実が必要です。

また、生活習慣に関する指導も重要なことから、国や東京都で進めている生活習慣確立プロジェクトと連携を図り、家庭への理解・啓発も含めて取り組んでいくことも必要です。

近年、子ども自身の安全に対する意識の低下が懸念されています。子どもたちを取り巻く様々な安全上の課題について、自ら考え、適切な判断のもとに行動できる力を養うために、家庭・学校・地域が密接な連携のもとに事例等を用いた安全教育を推進していくことが大切です。

提言 4 教育相談の充実

いじめ、不登校等の多様な課題に対応するために、メール相談や電話相談の機能を高めるとともに、巡回訪問相談*等を拡充することが求められています。

そのためには、教育相談所における心理相談員の相談機能を高めるとともに、巡回訪問相談や要請による訪問相談などを拡充し、学校への支援体制および相談環境の整備を図ることが重要です。

また、特別支援教育の展開に向けて、就学相談から就学支援、学習相談から学習

支援までの連続性のある相談体制の構築を図っていく必要があります。

提言 5 不登校児童・生徒に対する取組の充実

不登校の未然防止や不登校児童・生徒に対して適切な指導と助言を行うためには、教育相談や適応指導教室における指導の充実、家庭と学校、関係諸機関との一層の連携が求められています。

そのために、学校においては組織的な教育相談体制を確立するとともに、スクールカウンセラー*や心理相談員による巡回相談等を積極的に活用していくことが重要です。

また、家庭との連携を深めるために、不登校の児童・生徒の保護者を対象にしたコミュニティーサークル*などを創設することや、青梅市における不登校児童・生徒への取組を一層充実していくために、学識経験者や心理相談員を構成員とした協議会を設置し、事業の推進と評価を行うことなども考えられます。

提言 6 体力の向上に向けた取組の充実

子どもが健康でたくましく生きていくために、体力の向上に向けた取組を家庭・学校・地域等が連携して進めていくことが求められています。

そのためには、体力テストの実施学年を拡充し、健康・体力向上推進委員会*等で結果の分析・考察を行い、体力向上策を策定することが重要です。

各学校では、その体力向上策をもとに具体的な取組を指導計画の中に位置付け、家庭とも連携しながら、児童・生徒の体力向上に向けた取組を組織的に進めていく必要があります。

また、体力向上に向けて、家庭・学校・地域等が連携して取り組む実践事例集等を作成して、その資料の活用を図り、地域ぐるみで子どもの実践力をはぐくむことが大切です。

提言 7 部活動等の振興

児童・生徒の学校生活を有意義なものにし、個性・能力を伸長し、社会性をはぐくみ、生涯にわたって文化・スポーツ等に親しむ態度を育成するために、部活動等の振興を図ることが求められています。

そのためには、教員だけでなく、外部指導員の導入の拡充や地域の人材活用などを行い、児童・生徒の活動を充実させていくことが重要です。

近隣大学との連携や専門性のある地域人材の活用などにより、各学校の実態に応じた外部指導員の拡充を図るとともに、外部指導員対象の研修会を実施するなどして、人材の確保と同時に、資質の向上に努めることも必要です。

さらに、部活動等で活躍した児童・生徒への顕彰制度を創設し、努力の成果を評価し、活動意欲をより高めていくことも考えられます。

(5) 望ましい勤労観や職業観をはぐくむ

提言 キャリア教育の推進

社会の一員であることの自覚を促し、望ましい勤労観や職業観をはぐくみ、働くことの意義を理解するために、学校と企業および地域の人々との恒常的な連携をもとにした教育活動の推進が求められています。

そのためには、企業や地域の人材の活用を図り、小学校では、調べ学習を中心に様々な職業があることを知り、将来の夢につなげていくことが重要です。中学校では、職場体験等を通して、望ましい勤労観を体験的に学んでいくことが重要です。

また、キャリア教育*の円滑な推進に向けて、小・中学校一貫教育*の視点から、9年間を見通したカリキュラム*を作成し、進路指導を充実させることが必要です。

さらに、教育委員会は、地域の事業者や市の関係部局へキャリア教育についての理解と協力を要請し、職場体験活動等の受け入れ先の確保に努め、学校へ情報を提供することも大切です。

(6) 障害のある児童・生徒の個性や能力を伸ばす

提言 特別支援教育の推進

LD、ADHD、高機能自閉症*等を含め障害のある児童・生徒のニーズに応じた教育的支援を行うために、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して、特別支援教育を推進することが求められています。

そのためには、平成18年3月に策定した「青梅市特別支援教育基本計画*」および平成22年3月に策定した「青梅市特別支援教育実施計画（第2次計画）*」にもとづいた特別支援教育を円滑に進めていくことが重要です。

教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携による相談体制や支援体制の構築、幼稚園、保育所と小学校の連携による就学支援の充実、小・中学校における校内委員会の活性化や特別支援教育コーディネーター*の養成など、特別支援教育の基盤づくりを継続的に行っていくことが必要です。

また、特別支援教育の実施に当たっては、啓発資料の作成や研修会などを実施し、学校関係者はもとより、市民・保護者等への理解・啓発を継続的に行うことが大切です。

柱3 青梅の将来を担うために【ローカルスタンダード】 地域に根ざした教育の推進

(1) 郷土愛をはぐくむ

提言 青梅の伝統・文化を活かした教育活動の推進

郷土としての青梅に対する愛着と誇りをはぐくむために、子どもたちが居住する地域の歴史・伝統・文化を理解し、それらに触れる機会を増やすことが求められています。

そのために、学校においては、地域の歴史・伝統・文化の教材化を促進し、発達段階に応じて、児童・生徒が興味をもつように工夫し、自ら体験的に学んでいくことができるようにすることが重要です。

また、文化担当部署においては、地域において伝承されている様々な伝統芸能や伝統行事、伝統技術などを積極的に学校や子どもに紹介していくことが重要です。

家庭や学校は、そのような地域の文化・伝統的な行事に、子どもを積極的に参加させ、地域の人々の温かい人情に触れながら、子どもたちに青梅の歴史・伝統・文化のよさと歴史の重みを学ばせていく必要があります。

さらに、教育委員会が主体となって、青梅の伝統芸能の継承を奨励し、優れた伝統芸能を継承している子どもたちを認め、表彰するなどの取組を進めていくことも必要です。

祖先は、豊かな自然につつまれた青梅の地で暮らしはじめ、長い営みの中から、歴史と文化を築き上げてきました。

今後、未来に向けて、青梅ならではの教育の推進・充実を一層図るためには、この長い郷土の歴史を振り返り、そこから多くのことを学び、新しい青梅をどう創造すればよいのかを考えていくことが大切です。

そのために、青梅市民をはじめ教員は、青梅の歴史を学び、そこから得たものを土台にして、子どもたちへの指導に当たることが重要です。

教育委員会は、市民や教員を対象にした青梅の歴史・伝統・文化の理解に関する講座や研修会を開催し、青梅の伝統・文化を活かした教育活動を推進していく必要があります。

(2) 地域に貢献する人材を育成する

提言 地域の一員としての自覚を高める教育の推進

児童・生徒が地域の一員としての自覚を高めるために、教科等の学習活動や学校行事等において、地域の人々との協働による取組を推進することが求められています。

子どもは、地域の人々の温かい心に触れ、地域の人々から地域のよさを学ぶことによって、地域を支えていく意識を高めていきます。

学校や地域は、そのために、地域の人材登録制度を設けるなどして、学校と地域の協力体制を整えておくことが重要です。

また、地域のボランティアなどの奉仕体験活動を通して、子どもに地域の一員としての自覚を促していくことも大切です。

さらに、家庭・学校・地域等が一体となって、自治会や市民センター等を中核とした地域コミュニティを形成し、その中で協働して行われる行事や取組等を通して、地域における子どもの育成を推進することも考えられます。

(3) 学校に対する愛着をはぐくむ

提言 地域に開かれた学校教育の推進

地域の歴史とともに培われた学校の伝統・文化等を継承し、愛校心をはぐくむとともに、地域から信頼される学校づくりを展開するためには、地域の特色を生かし、地域の人材を積極的に活用するなど、地域に開かれた学校づくりを推進することが求められています。

そのためには、各学校は学校公開や保護者会をはじめ、学校だよりやホームページなど様々な場や機会を通じて、情報発信に努めるとともに、自校の伝統を生かした学校行事等を実施し、保護者や地域の人々へ参加を促す必要があります。

また、学校を地域コミュニティの活動の場として活用する中で相互交流を積極的に進め、信頼関係を醸成して、地域全体で子どもたちを見守り、はぐくんでいくことが大切です。

(4) 青梅の自然に対する愛着をはぐくむ

提言 青梅の豊かな自然を題材にした教育活動の推進

自然の大切さを実感するために、青梅の豊かな自然を児童・生徒の学習に生かし、体験的に学ぶ環境教育を推進することが求められています。

そのためには、学校教育と社会教育が連携し、自然を生かした自然体験学習を発達段階に応じて系統的に推進していくことが重要です。

その際、学校と関係機関・団体が連携することによって、優れた講師等を招聘し、キャンプや自然体験活動を実施していく必要があります。

また、このような取組を通して、児童・生徒のリーダー性や協調性をはぐくんでいくことも大切です。

青梅の環境を活かした取組として、小学校段階では、自然のすばらしさと自然の恵みを友だちとともに学ぶこと、中学校段階では、地球環境における自然の大切さや自然の中での集団生活の在り方を学ぶことなどが考えられます。

柱4 教育の質を高めるために

家庭・学校・地域の連携による教育の推進

(1) 学校の経営力の向上を図る

提言 1 学校経営の充実

学校教育の一層の質的向上を図るためには、校長の経営方針のもとに、組織的な運営を展開し、自主的・自律的な学校運営の推進を図ることが求められています。

そのためには、予算、人事等に関する校長の権限を拡大し、学校におけるトップマネジメントの強化を図ることが重要です。

また、校長は、学校評価システム*を活用し、学校評価*にもとづく経営改善を図るとともに、経営方針や学校評価*の結果等について、保護者や地域に対する説明責任を果たしていく必要があります。

教育委員会は、校長の経営方針にもとづく、人事構想や主体的な教育活動等への支援を行うことが重要です。

さらに、今後に向けては、校長の経営方針を予算面で支えるための予算配分の在り方や予算執行権の拡大などを検討し、学校が独自に教育の質的向上につながる取組を円滑に実施できるようにすることが求められます。

その他に、校長の経営方針にもとづく人事構想の実現に向けた人事配置について、関係機関に働きかけ、主幹教諭や主任教諭等の計画的な配置など、校長の意向が一層反映できる人事異動の在り方を検討していくことも大切です。

提言 2 学校評価の充実

学校が、保護者や地域から理解と支援を得て、連携・協力して教育の質的向上を図るためには、保護者や地域住民、学識経験者等による学校関係者評価*を含めた学校評価の実施が求められています。

そのために、校長は、具体的な学校経営方針を定め、組織的・計画的に教育活動を展開する中で、その成果を自己評価として検証することが重要です。

また、「柱3の(3)」で示したように、開かれた学校教育を推進して、学校関係者評価を実施し、教育活動について組織的・継続的な改善を図っていくことも重要です。

その際、国から公表された「学校評価ガイドライン*」を踏まえ、学校ごとに特色ある評価の観点や規準を定め、評価方法等を工夫するなどして、独自の学校評価システム*を確立し、進めていくことが必要です。

提言 3 保護者・地域住民の参画の充実

教育活動の一層の活性化を図るために、学校関係者評価の充実を図り、保護者や地域住民の意見や考えを学校経営に反映させたり、学校運営への参画を推進したりすることが求められています。

そのためには、学校の情報を地域に向けて積極的に発信し、学校運営連絡協議会*の充実や、地域の自治会との連携を図り、学校内の組織に位置付けた委員会等に保護者、地域住民が委員として参画する取組が必要です。

また、児童・生徒の実態にもとづいて、地域の人材などを活用した特色ある教育

活動を推進して、地域との信頼関係を強め、地域全体が様々な形で学校の教育活動に参画する意識を高めていくことが大切です。

提言 4 教育委員会による学校支援体制の整備

校長のリーダーシップのもと、組織的・計画的に学校運営を進める学校に対して、適切な評価のもとに必要な指導・助言を行い、教育活動に対する支援体制を構築することが求められています。

特に、校長の学校経営や指導計画の作成、学力の向上、特色ある教育活動、特別支援教育、いじめ、不登校、健全育成など、多岐にわたる教育課題などに対して、指導・助言を充実させることが重要です。

そのために、教育委員会は、教育に関して高度な専門性を有するスタッフを関係部署に配置し、支援体制を整備する必要があります。

また、このスタッフを中心に、指導主事、学識経験者、校長、副校長、教員のOB、健全育成団体などの代表からなるプロジェクトチームを創設し、学校の課題解決に向けて、チームが一丸となって組織的に取り組むなどの支援体制を整えることも考えられます。

(2) 教員の資質向上を図る

提言 1 教員の資質向上

児童・生徒の資質や能力を向上させ、「生きる力*」をはぐくむことが義務教育に求められています。

その責任を果たすためには、高い資質や能力を備え、家庭、地域住民との連携や適切な役割分担によって教育活動を展開していく優れた教員の養成が必要です。

そのような教員の資質向上や新たな課題への対応力を高めるためには、校内でのOJT*等の研修はもとより、年次研修や職層研修等を充実させるとともに、小・中学校の連携による教科等の研究・開発や、青梅市の小学校教育研究会、中学校教育研究会との連携等による実践研究等を推進する必要があります。

また、東京都教育委員会との連携を深め、都の人材育成基本方針にもとづく研修や専門性を高める研修等へ積極的に派遣し、市内のリーダーとして育成することも大切です。

提言 2 授業力の向上

教師には、一人一人の児童・生徒に対して、各教科の基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させ、それらを活用して思考力や判断力、表現力を高める指導を充実させることが求められています。

そうした教師の授業力を高めるには、国や東京都の学力調査の結果や、保護者・地域、児童・生徒による授業評価の分析・考察をもとに、教材開発や指導法の工夫・改善を図った「授業改善推進プラン*」の実践と授業改善のサイクル化*が必要です。

また、学力向上推進委員会等において、指導法の工夫・改善や授業評価の在り方、「授業改善推進プラン」の活用・改善の在り方等を研究開発し、各学校に発信するような取組も必要です。

将来的な構想として、教育委員会の組織の中に教科等の研究開発センター等を設置し、青梅の児童・生徒の実態に即した教材やICT機器*を活用した教材開発、地域の歴史・伝統・文化の教材化などに力を入れることも考えられます。

さらに、各自治体、研究所、学校をつなぐ研修ネットワークを構築し、それぞれに情報の提供・活用を図ることを検討していくことも大切です。

提言3 教職員の服務規律の確保

近年頻発している教職員による服務事故*の防止を徹底し、学校教育に対する信頼を確保することが今まで以上に強く求められています。

そのため、教育委員会と学校が一丸となって、教職員に教育公務員としての自覚や法令遵守の意識を浸透させることが重要です。

服務事故防止のための研修の実施はもとより、服務事故は、身近に発生している極めて重大な社会的問題であることを、事例等を用いて教職員に繰り返し認識させ、服務規律*の確保に向けて、常に自分の生活態度や行動を自己評価する機会や場を設定する必要があります。

(3) 家庭教育への支援を図る

提言 生活習慣等の確立に向けた啓発

家庭における子どもたちの生活習慣の確立を目指すために、国や東京都と連携して、家庭教育への啓発事業の推進を図ることが求められています。

そのためには、啓発資料の作成・配布やシンポジウムの開催などを行い、家庭における生活習慣の確立に向けた支援を実施していくことが重要です。

また、生活習慣の確立を図ることは、併せて学習習慣の確立にもつながることから、学校やPTA組織、関係団体等が連携した取組を推進していく必要があります。

(4) 安全・安心な学校づくりの推進を図る

提言1 家庭・学校・地域の連携による安全への取組の推進

児童・生徒が安心して学ぶことのできる学校づくりを目指すために、家庭・学校・地域・関係諸機関が相互に連携した安全・防災対策などの取組を推進することが求められています。

そのためには、家庭・学校・地域・関係諸機関が一体となった防犯パトロール等の取組の実施や、家庭・学校・地域・関係諸機関が連携した安全・防犯教育の推進、

「地域安全マップ*」の活用等を通じた安全指導を充実させることが重要です。

学校においては、全教育活動を通して、児童・生徒の危険予知・予見能力を高める指導の充実を図り、関係諸機関との連携にもとづく緊急時の連絡体制の構築、非常時における教職員の安全行動等に関する訓練、交通安全教育、防災体験学習を計画的に実施することが必要です。

提言 2 施設面からの安全対策の推進

不審者の侵入から児童・生徒を守るために、防犯設備の充実による安全対策が求められています。

既存の防犯カメラの活用や非常時の通報システムを活用した防犯体制を整備する必要があります。

提言 3 校舎・施設・設備等の安全確保の推進

児童・生徒が安心して学び、安全に過ごすために、安全・安心な施設および教育環境の整備が求められています。

そのためには、校舎外壁等の保守、老朽化した危険箇所の早期発見および早期改修の取組を計画的に進めていく必要があります。

提言 4 校舎等の耐震化の推進

児童・生徒の安全性の確保と市民の避難所としての役割を果たすために、校舎等の耐震化が求められています。

そのため、学校施設の耐震化年次計画を基本として、小・中学校の耐震化事業を進めていく必要があります。

<参 考>

1 青梅市における特色ある施策の取組

ここに記載している事業は、この教育推進プランを推進する上で、基盤となる事業です。この推進プランに示されている考えや提言をもとに改善・充実等に努めていきます。

(1) 心の教育の推進(国語力の向上)

青梅市小・中学生の主張大会の実施

平成16年度に創設された「東京都教育の日*」において、青梅市と青梅市教育委員会が共催で実施した「青梅子どもルール*」の継続的事业として、平成17年度から毎年、青梅市小・中学生の主張大会を開催しています。

この事業は、青梅市の児童・生徒たちが、将来の夢や生き方、身近な生活や社会に対する考え方、郷土への思いなどについて自らの考えを発表し、小・中学生の自立心をはぐくむとともに、小・中学生一人一人の様々な考えや思いを、同じ小・中学生および保護者・市民が受け止める貴重な機会とすることが目的です。

(2) 個を伸ばす指導の充実

学力向上の推進

基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るために、学力向上推進委員会を設置し、子どもたちの学力向上に向けて、各学校における学力向上策や授業改善策を踏まえ、青梅市としての授業改善のモデルを示し、市内全校に普及させます。

さらに、新学習指導要領の移行期間中には、先進的な研究に取り組み、発表の機会を設定し、その普及を図ります。また、完全実施後も指導内容等を検証し、継続的にその定着と改善に取り組んでいきます。

(3) 健康・体力づくりの推進

体力向上と食育の推進

健康・体力向上推進委員会*を設置し、新体力テストの実施およびその結果の分析・考察にもとづく体力向上策などを検討し、児童・生徒の健康・体力づくりを計画的に推進していきます。

さらに、各学校の食育リーダー*を中心に、学校給食センター栄養職員*、調理員と連携を図りながら、食育を推進していきます。

(4) 読書活動の推進

学校と図書館連携推進モデル事業の実施

児童・生徒の豊かな感性を養い、自ら進んで読書をする意欲や態度をはぐくむために、「第二次青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづいて、学校における読書活動の一層の推進を目指すために、学校と図書館が連携した推進モデル事業を実施し、読書活動の推進や講演会の開催など実践的な取組を実施します。

また、学校司書教諭*と連携するとともに、学校図書館ボランティアとの協働も図ります。

(5) 情報教育の推進

小・中学校におけるICT機器の活用の推進

「情報選択・活用能力」や「情報社会へ参画する態度」を身に付け、高度情報通信社会を主体的に生きることができる児童・生徒を育成します。

そのために、校内LAN*の構築など情報教育にかかわるシステムと学習環境の整備を充実させるとともに、さまざまな授業の中で情報通信機器を積極的に活用し、情報教育を推進します。

(6) 特別支援教育の展開に向けた取組の推進

特別支援教育の推進

平成21年度に策定した「青梅市特別支援教育実施計画（第二次計画）*」にもとづき、障害のある児童・生徒の教育ニーズに応じた支援を組織的、計画的に推進するとともに、特別支援教育に対する保護者・市民の理解・啓発を進めていきます。

(7) 教育相談体制の充実

適応指導教室の拡充と相談体制の整備

児童・生徒の学校生活における不安や進路等に関する悩みなどに対して、教育的な相談体制を整備し、より相談者への適切な対応を図ることができるようにします。

また、不登校傾向にある児童・生徒に対する相談機能の充実や、適応指導教室*における適切な指導および助言等を通して、不登校傾向にある児童・生徒の在籍校復帰を支援していきます。

(8) 安全・安心な学校づくりの推進

家庭・学校・地域および関係機関との連携等による安全体制の構築

学校内外における児童・生徒の安全確保を図るとともに、保護者や地域の人々の理解と協力による安全体制を構築し、家庭・学校・地域の連携による犯罪被害防止をさらに推進していきます。

(9) 青少年の健全育成の推進

青少年の体験活動の充実

小・中学生および高校生等の異年齢集団による団体活動、野外での様々な体験活動を通じて、自主性や社会性を養い、子ども会、地域活動における青少年リーダーとしての資質向上を図ります。

また、青少年自身が地域活動に参加する機会や場を提供するとともに、親子で参加する行事を実施し、異年齢交流や地域交流の充実とともに、親子がふれあう機会を設け、家庭および地域社会全体で青少年の健全育成を図ります。

(10) 家庭教育への支援

生活習慣の確立に向けた啓発、乳幼児期の子どもへの教育支援

子どもとの接し方、生活習慣の確立などについて理解を深めることを目的とした家庭教育講演会などを実施し、啓発を図ります。

また、人間形成の基礎を培う大切な時期である乳幼児期の子どもと親を対象に、集団で遊び、親子でふれあう場を提供し、健やかな成長と社会性・創造性を育む事業を展開していきます。

(11) 図書館資料等の充実および読書活動等の推進

図書館資料等の充実および読書活動の推進

児童・生徒の豊かな感性を養い、自ら進んで読書をする意欲や態度をはぐくむために、「第二次青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづく事業を展開していきます。また、平成20年3月に開館した中央図書館と各市民センター図書館（分館）とが一体となり、児童・生徒や市民の教養と文化の向上を図るとともに、生涯学習の拠点として図書資料等の充実に努めます。

さらに、子どもが誕生してから保護者が育児の中に読書活動を取り入れる意識が

もてるように、「母親学級」や「乳幼児検診」等にあわせ、子どもの読書の大切さを伝える活動として、平成20年度から実施しているブックスタート*事業を継続します。

また、図書館ボランティアとの協働により、幼児を対象とした「おはなし会」の拡充を図ります。

(12) 国際性をはぐくむ教育の推進

国際社会に対応する心身ともに健全な青少年の育成

進んで国際社会に参加・協力し、世界の人々から信頼が得られる心豊かな日本人を育成することを目的に、青梅市国際理解講座「世界に広がる教室」を開催します。この講座では、外国人講師による英会話講座だけでなく、文化講座や夏休み特別講座、異文化交流教室なども実施します。

(13) 心とからだの健康をはぐくむ

優れた文化や芸術に触れる機会の充実

文化的施設においては、優れた文化や芸術に触れる機会を充実し、児童・生徒の文化・芸術への関心を高めます。

(14) 学校教育との連携の推進

市内の小・中学校、大学との事業連携の推進

感受性を高め、より豊かな情操をはぐくむために、美術館などの社会教育施設と連携して、文化・芸術などの活動を積極的に取り入れた情操教育を推進します。

設備の整った施設を利用して作品発表などを行うことによって、より大きな感動や喜びを体感し、美術へ接する機会を増やし、文化・芸術への関心を高めます。

2 その他教育施策に関する基本的な考え方

(1) 学校選択制についての基本的な考え方

「特色ある学校づくり」や「開かれた学校づくり」を一層推進し、さらなる学校の活性化を図るために、また、保護者の責任にもとづいた学校選択の意思を尊重することにより、児童・生徒が自ら適した教育環境で個性や能力を一層伸ばすことができるなどのことから、複数の地方自治体において学校選択制を導入しています。

実際に、学校選択制を実施している地方自治体においては、教育的効果を次のようにとらえています。

- ア 児童・生徒の個性や希望に応じた学校選択の機会が拡大する。
- イ 保護者が学校に対して積極的にかかわる意識や責任感が高まる。
- ウ 学校を選択する過程において、児童・生徒が学校や将来について、家庭で話す機会が増える。
- エ 学校自ら、教育活動の活性化に取り組む意識が高くなる。
- オ 特色ある開かれた学校づくりが進む。
- カ 学校教育の情報発信が進む。

また、次のようなことを課題としてとらえています。

- ア 通学区域外から児童・生徒が通学するため、家庭・地域との連携が図りにくい。
- イ 通学距離が長い場合に、児童・生徒の安全確保が懸念される。
- ウ 風評などで学校を選択する現象が懸念される。
- エ 競争原理の激化によって、学校を商品化してしまう懸念がある。
- オ 学校間格差や序列化を発生させる懸念がある。
- カ 放課後の児童・生徒の生活状況が把握しづらくなる。

青梅市は、東西に長く、市の面積も広く、それぞれの地域が多様化しています。また、自治会組織を中心とした地域のコミュニティーが成熟している状況にあります。

このような状況の中で、各地域の特徴をより生かすことが大切であるとの考え方から、学校選択制を一律に導入する必要はないと考えます。

ただし、山間部や市街地に小規模な学校や大規模な学校が点在しており、それぞれに異なった特色ある教育活動を実施していることから、児童・生徒・保護者の求めるニーズによって、区域外の学校への進学を希望してくる場合が想定されます。

このことから一定の条件の下に、通学区域の弾力化について検討をしていく必要があると考えます。

- ① 市全域選択制…通学区域を残しながらも、市内の全ての学校の中から希望校を選択できる。
- ② ブロック選択制…市内の学校区をいくつかのブロックに分け、自分の属するブロック内からのみ希望校を選択できる。
- ② 隣接校（学校区）選択制…本来の学校区に加え、それに隣接する学校区も含めた中から選択できる。
- ④ 特別認定校制…特定の学校のみを受入校とする制度である。特認校への通学を希望しない場合は本来の学校区の学校へ通学する。

(2) 二学期制についての基本的な考え方

学期の期間を長期化して、個に応じた学習指導や学校行事等に必要な時間を生み出し、今まで以上に「確かな学力」の定着を図るとともに、充実した学校生活を送ることができるなどのことから、複数の地方自治体において、二学期制*を導入しています。

しかし、実施校によっては、学期が長すぎて児童・生徒が学習に集中しないなどの課題も指摘されています。

二学期制については、制度そのものに意味があるのではなく、各学校が授業日数の確保や特色ある教育活動を実施する上で、効率的であり、効果があると判断した場合に行う一つの方法であるにとらえています。

したがって、青梅市においては、全市的に一律に実施するのではなく、学校が教育課程を編成する際に、三学期制の他に、二学期制も選択できるように規則等の改正を整えておくことが必要ではないかと考えます。

実施に当たっては、児童・生徒および保護者への理解も含めて十分に検討する必要があると考えます。

3 青梅市教育推進プラン(改訂版)の体系



<資 料>

1 青梅市教育推進プラン改訂検討委員会設置要綱

1 設置

青梅市における教育の充実に向けた教育施策の在り方およびその実施に向けた青梅市教育推進プランの改訂について検討するため、青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、青梅市教育推進プラン改訂検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次の各号に掲げる事項について協議、検討を行い、教育長に報告する。

- (1) 青梅の将来を担う子どもを育てる教育施策に関する事。
- (2) 青梅の市民から深く信頼される学校を目指した教育施策に関する事。
- (3) 青梅の地域が持つ教育力を生かした教育施策に関する事。
- (4) 青梅の子どもたちが安全に安心して学べる教育環境に関する事。
- (5) 青梅の地域性を生かした教育施策に関する事。
- (6) 前各号に掲げる教育推進プランに関する事。

3 組織

委員会は、次に掲げる者につき、教育長が委嘱または任命する委員 8 人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2 人
- (2) 青梅市立小学校長 1 人
- (3) 青梅市立中学校長 1 人
- (4) 東京都立高等学校長 1 人
- (5) 青梅市立小・中学校 P T A 連合会代表 2 人
- (6) 自治会代表 1 人

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員会に委員長および副委員長を置く。
- (2) 委員長および副委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 部会

- (1) 計画の策定に関する事項について、調査、研究等を行うため、委員会に部会を置く。
- (2) 部会は、次の 10 人以内をもって組織する。

ア 部会長 教育部長

イ 副部長 部長が指名する職員

ウ 部 員 部長および副部長が指名する職員

(1) 前号の規定にかかわらず、部長は必要があると認めるときには、部会員以外の者を、臨時部会員として部会に出席させ、意見を求めることができる。

(2) 部会の会議は、部長が招集する。

7 報告

委員長は、教育長に対し、必要に応じて委員会の検討経過を報告するとともに、最終検討結果を報告する。

8 任期

委員および部会員の任期は、前項に規定する最終検討結果の報告のあった日までとする。

9 庶務

委員会および部会の庶務は、教育委員会教育指導担当において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

11 実施期日

この要綱は、平成22年7月1日から実施し、教育長への最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

2 検討経過

回	実施月日	主な検討内容
第1回	平成22年8月25日 (水)	1 委員の委嘱、自己紹介、委員長・副委員長の選任 2 改訂検討委員会設置要綱の説明 3 教育推進プラン改訂の骨子についての説明・協議
第2回	10月12日 (火)	1 教育推進プランの改訂内容の検討・協議 第1章から第2章の柱2まで
第3回	11月15日 (月)	1 教育推進プランの改訂内容の確認 第1章から第2章の柱2まで 2 青梅市教育推進プランの改訂内容の検討・協議 第2章の柱2から参考 2 その他の教育施策まで 3 「青梅市教育推進プラン（改訂案）」の策定 4 パブリックコメントの募集について
第4回	平成23年2月18日 (金)	1 パブリックコメントのについての検討 2 「青梅市教育推進プラン（改訂版）」の最終報告の決定

3 平成22年度 青梅市教育推進プラン改訂検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	職 等	備 考
学識経験者	買手屋 仁	元東京女子体育大学教授 前青梅市教育委員会委員長	委員長
	塩野 麻理	青梅市社会教育委員 明星大学造形芸術学部教授	
青梅市内都立高等学校長	野中 繁	都立青梅総合高等学校長	
青梅市立小学校長	隅内 利之	友田小学校長	
青梅市立中学校長	對馬伸一郎	泉中学校長	副委員長
青梅市小学校PTA連合会	山崎 裕	第七小学校PTA会長	
青梅市中学校PTA連合会	桑田 和美	第一中学校PTA会長	
青梅市自治会連合会	志村 文也	自治会連合会 副会長	
教育委員会事務局	長澤 通	教育部長	
	野村 友彦	指導室長	
	武藤 裕代	社会教育課長	
	新村 紀昭	教育指導担当主幹	

4 教育推進プラン（改訂案）に対する市民の意見と意見の反映

平成23年2月に本プランの「改訂案」を公表し、パブリックコメントを実施いたしました。

いただいたご意見の主なものにつきましては、本文に沿って整理し、市教育委員会の考え方とともに改訂検討委員会に提示しました。ご意見に対する考え方は以下のとおりです。

「青梅市教育推進プラン（改訂版）」の全体について	
ご意見	<p>①柱1～柱3の論旨構成について</p> <p>本プランの第1章では、子どもの教育発達段階を追って教育の役割が示されているが、第2章では、「国際化」が最初に取り上げられ、国際化への対応が最重要であるかの印象をもつ。</p> <p>やはり子供の教育発達段階に沿って、地域→社会→国際と記述を展開した方が妥当ではないか。</p> <p>②柱1～柱3の副題について</p> <p>本プランにおいて、「国際」「社会」「地域」を示す言葉として「グローバル」「ナショナル」「ローカル」という言葉を使っているが、定義があいまいで本文の論旨と合わないものもある。こうしたあいまいな定義の言葉は使わない方がよいのではないか。</p> <p>③柱2の提言全体について</p> <p>柱2の各提言自体はどれもよいと思うが、どの提言もよき「社会人」となる観点しかなく、よき「日本人」「日本国民」となるための観点が無い。柱1を国際化という視点で記述しているならば、柱2で「日本人」「日本国民」としての観点が必要である。内容的には重複するが「日本の歴史・伝統・文化に関する教育」「祖国愛や愛国心をはぐくむ教育」についてもぜひ必要ではないか。</p>
市の考え方	<p>①今回は部分改訂であるため、全体の構成は変更いたしませんでした。次期、全面改訂の際の参考とさせていただきます。</p> <p>②今回は部分改訂であるため、項目名などは変更いたしませんでした。次期、全面改訂の際の参考とさせていただきます。</p> <p>③日本の歴史・伝統・文化を学ぶことや愛国心をはぐくむことは重要であると考えます。そして、これらの内容につきましては、既に各学校において、学習指導要領に示された内容に沿って、社会科や音楽科、国語科などの教科、道徳の時間、行事等の教育活動において、意図的、計画的に指導されております。</p>

	第2章 「青梅市教育推進プラン」における提言について
「見	柱1 国際化時代を生きるために
	<p>(1) 人権尊重の精神をはぐくむ【提言2 国際理解教育の推進】(P 16)</p> <p>①本プランでは国際化の対応ということで人権教育、国際理解教育などの提言が挙げられているが、日本の歴史・伝統・文化に関する教育は「提言2」で触れられているだけである。各提言も重要だが、日本人の基本を養うこともあるので、始めに独立した項目「提言1」として扱うべきではないか。</p> <p>②国際理解の必要条件として、自国民としてのアイデンティティを確立することは必要条件だが、「他国への関心を深め、他国との違いを認識する」ということが入らないと、単なるナショナリズムの押しつけになってしまう危険がある。</p> <p>(2) 環境を大切にすることを培う【提言 環境教育の充実】(P 17)</p> <p>③オゾン層の破壊は未だ完全に解決されたわけではないが、有効な対策が機能しており、「地球温暖化」や「生物の多様性」の問題に比べると深刻さが減少している。例示の中では最後に持ってくるべきかと考える。</p>
市の考え方	<p>①日本の歴史・伝統・文化につきましては、前述のとおり、既に学習指導要領の内容に沿って各学校で、各教科や行事などの中で指導計画に沿った教育が進められております。</p> <p>②国際理解教育の推進につきましては、提言にもあるように、子どもの年齢に応じて、まず自国の歴史・伝統・文化を学び、他国の文化へと視野を広げていくことが重要であると考えています。</p> <p>③環境教育については、例示も含めた様々な環境問題を各教科等の中で取り上げ、持続可能な社会をつくることの重要性を踏まえて、環境問題の解決に向けて積極的に取り組もうとする子どもの資質をはぐくむことが重要であると考えます。</p>
	柱2 社会のよき形成者となるために
「見	<p>(2) 豊かな言語感覚や言語能力を育成する</p> <p>【提言 国語力の向上に向けた教育活動の推進】(P 21)</p> <p>①読解力と読書感想文が書けることは別だと考える。内容を正確に読み取り話せても、書くのは苦手な人もいる。それは感想文が「創作活動」だからである。読書活動に感想文をあまり強く結び付けない方がよいと考える。</p> <p>②音読は慎重に取り入れるべきである。自分の小学校時代は音読が多かったが、それがくせとなり、黙読中も頭の中で発声するようになってしまった。音読は、読書の速度を著しく減速させる要因になる。幼少期より「速読」を学べば、社会に出て大変役立つと考える。</p> <p>(3) 自ら学び、自ら考える力を育成する</p> <p>【提言1 学力向上に向けた取組の推進】(P 22)</p> <p>③理数能力の中でも、論理的な思考力と、科学的な資質・能力は、かなり質の違うものだと考える。前者は左脳の能力に属し、後者は右脳の能力によるところが多いと思うからである。</p> <p>理数系が得意と言っても前者が得意な人と後者が得意な人がおり、同じように扱おうと自分の不得意な方が嫌になって、理数系離れを引き起こす危険が多分にあると考える。</p>

市の考え方	<p>①新学習指導要領の中でも記録、説明、批評、論述など言語の力をはぐくむことが求められており、本プランでも「言語活動」の充実を提言しています。読書感想文も言語活動の一つであり、一律に読書活動と結び付けるものではありません。</p> <p>②音読については、新学習指導要領の中にも、年齢に応じた音読指導の内容が明記してあり、指導しているところです。</p> <p>また、目的に応じた読み方や、正確に速く読む力を指導することも大切であり、各学校では、年齢に応じて指導しております。</p> <p>③理数教育の充実については、学習指導要領の中で、観察・実験や反復練習の充実、カリキュラムを国際的に通用する内容にする等の観点から、授業時数の増加や指導内容の充実が図られています。本プランの提言もこの趣旨に沿ったものであり、どちらの能力も個別指導等を通して、身に付けさせることが重要であると考えます。</p>
<p>柱 4 教育の質を高めるために</p>	
ご意見	<p>(2) 教員の資質向上を図る 【提言 2 授業力の向上】(P 33)</p> <p>①各自治体、研究所、学校をつなぐ研修ネットワークの構築について。授業力向上には、「良い授業実践」の共有と「教師の生産性向上」が必要だと考える。「良い授業実践」の中には教材や資料などのように I T の活用で簡単に共有できるもの、「暗黙知」のように直接でない人に伝わらないものもあり、これらをどのように共有化して、教師の生産性を向上させるかが、教育委員会で組織するセンターの責務であると考えます。それにはまず学校内で共有し、次に市内の学校間で共有し、都内の学校間で共有し、全国の学校間で共有するという階層構造が必要で、それぞれの階層に好事例の取捨選択と共有を助けるスタッフが必要になる。</p>
市の考え方	<p>①「良い授業実践」の共有については、各学校内における授業研究や教育委員会が組織する学力向上推進委員会等で共有化を図り、資料集等の作成により情報提供をしているところです。</p> <p>今後は市全体で I C T 機器を活用し、電子化した資料の収集と保存による情報共有について検討していきます。</p> <p>また、「暗黙知」の共有についても、校内の O J T や市の研修会の情報交換等の中で共有化や育成を図っています。</p> <p>今後もこうした取り組みを推進し、教員の指導力向上を図ります。</p>
<p><参考>青梅市における特色ある施策の取組</p>	
ご意見	<p>(5) 情報教育の推進 小・中学校における I C T 機器の活用の推進(P40)</p> <p>① I C T 機器の活用の目的は、単なる時間短縮でなく授業の充実と考えますので「職務の効率化」でなく「職務の質的向上」または「職務の生産性向上」とすべきかと思う。「I C T 機器を有効に活用した授業スタイルの研修」とも言える。</p>
市の考え方	<p>①本プランでは、授業の充実や改善のみならず、授業外の様々な事務処理も含めたものを「校務」と考えているので、このような表現としました。</p> <p>「I C T 機器を有効に活用した授業スタイルの研修」につきましては、情報教育研修会の中で実施いたします。</p>

5 用語の解説

<ア行>

■ ICT機器

ICTとは「Information and Communication Technology」の略で、コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術のこと。各学校に配置されている情報機器を積極的に活用した学習活動を行うことが求められている。

■ 生きる力

平成8年7月の中央教育審議会の答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」では、「我々はこれからの子供たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。我々は、こうした資質や能力を、変化の激しいこれからの社会を「生きる力」と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要であると考えた。」と定義している。

■ インターンシップ制度

青梅市近隣に所在する大学と協定を結び、大学から学生の派遣を受け入れて小・中学校での教育活動の実習を実施する。学生が実習生として児童・生徒を指導することにより、学習活動の活性化などを図ることができる。

■ 青梅子どもルール

青梅市の子どもたちが、社会の中で生きていく上で大切なルールを自ら提案するとともに、選定されたルールの遵守を通して、自らの規範意識をより高めること、保護者や市民がルールの遵守を子どもに啓発することを目的に平成16年度に作成。小・中学校では全学級に掲示し、遵守を働きかけている。

■ 青梅市食育推進計画

食育基本法第18条にもとづく本市の食育推進計画。家庭・学校地域・事業者のそれぞれが果たす役割を示すとともに、本計画にもとづき青梅市が中心となって食育を推進する。（平成22年3月）

■ 青梅市特別支援教育基本計画

「心身障害教育」から「特別支援教育」への転換に当たり、障害のある児童・生徒の教育に対する市民の期待に応えるため、心身障害教育における課題の解決と今後の特別支援教育の展開に向けた基本的な方向を示すことを目的に策定した。（平成18年3月）

■ 青梅市特別支援教育実施計画（第二次計画）

障害のある児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じて必要な教育的支援を行うために、青梅市における総合的な支援体制の整備や小・中学校における校内体制の整備、教育的な支援の充実等の事業展開と将来の構想をまとめて示すことを目的に策

定した第二次計画。(平成 22 年 3 月)

■ LD、ADHD、高機能自閉症

LDとは学習障害のことで、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

ADHDとは、注意欠陥／多動性障害のことで、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態。

高機能自閉症とは、①人への反応や関わりの乏しさなど、社会的関係の形成に特有の困難が見られる、②言葉の発達に遅れや問題がある、③興味や関心が狭く、特定のものにこだわる、④以上の諸特徴が、遅くとも3歳までに現れる。自閉症のうち、知的機能の発達の遅れを伴わないものをいう。

(「就学指導資料」 平成 18 年 文部科学省)

■ 栄養職員

給食センターに配置されている栄養士の資格をもつ職員。食育については、食育リーダー研修会の講師や各学校における食に関する指導等を行う。

■ OJT

OJTとは、「On The Job Training」の略。日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく取組のことをいう。ここでは、学校内における人材育成の取組を指す。(「OJTガイドライン」 平成 20 年 東京都教育委員会)

<カ行>

■ 学校運営連絡協議会

各学校の校長が、保護者や地域住民等との意見交換を行うことで、家庭と学校・地域が一体となって、地域に開かれた学校づくりの推進ならびに教育内容の改善および充実を図り、自主的・自律的な信頼される学校運営を行うために設置する学校単位の組織。

■ 学校司書教諭

12学級以上の規模の学校においては、学校図書館に司書教諭の講習を修了した教員を配置することが学校図書館法により定められている。学校司書教諭は、学校図書館の運営などを行うリーダー的な役割を担う。

■ 学校評価

各学校が自校の教育活動や指導の重点について具体的な目標を設定し、その達成状況や取組状況について評価すること。学校経営計画に連動させて評価シートに目標を設定し、教職員による自己評価と学校関係者評価等を通して評価結果をまとめ、次年度の教育活動の改善に活用する。

学校教育法改正により、同施行規則において、①学校の自己評価の実施・公表、②保護者など学校関係者による評価の実施・公表、③自己評価結果・学校関係者評

価結果の設置者（青梅市）への報告、に関する規定が新たに設けられた。（平成 21 年度より）

■学校評価システム

学校評価を学校運営のマネジメントサイクル、計画（Plan）→実施（Do）→点検（Check）→改善（Action）にもとづいて実施する方法。学校評価を、マネジメントサイクルに効果的に位置付け、計画的に進めていくことで、成果や課題を適時に、的確に把握することができるようになる。（「学校評価検討委員会報告書」平成 21 年 2 月 青梅市教育委員会）

■学校関係者評価

保護者、学校運営連絡協議会委員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、近隣小・中学校の教職員、その他の学校関係者などによって構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、その学校の自己評価の結果について評価すること。（平成 21 年度より）

■学校評価ガイドライン

平成 20 年 1 月、学校教育法改正に伴い、文部科学省が各学校・教育委員会における学校評価の取組の目安となる事項を示すガイドラインとして、改訂して示したものを。

■家庭のスローガン

平成 18 年 12 月の教育基本法の改正の中で、家庭教育が新たに規定されたことを受け、家庭教育支援の一つとして、青梅市社会教育委員会議で策定したもの。「わが家を心のオアシスに一見直してみませんか、わが家のくらしー」として 5 項目にわたり、各家庭に呼びかけている。（平成 18 年度より）

■カリキュラム

各学校が、子どもや地域、学校の実態等に即し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を進めるため、編成する教育計画。学習指導、生活指導などの指導計画等も含まれる。

■キャリア教育

児童・生徒に対し、将来、自分にとって最もふさわしい進路を主体的に選択し、その後の職業生活の中で自己実現を図るために必要な知識・技能・態度・価値観などを、学校内外のあらゆる活動を通じて、組織的・計画的に育成しようとする教育。

■教育活動支援員

各学校における教科指導や生活指導等の充実、特別支援教育の推進を図るため、青梅市教育委員会が各学校に配置したボランティア。

■健康・体力向上推進委員会

児童・生徒が豊かな個性を発揮するための基盤となる健康や体力に関する意識を高め、健康の保持増進に向けた資質や能力をはぐくむために、体力テストの結果等にもとづく健康・体力づくりの指導方法等を検討し、啓発資料等を作成する委員会。委員構成は小・中学校の管理職および各校 1 名の教員。

■校内 LAN

校内 LAN とは、「Local Area Network」の略。学校内にあるコンピュータやプリ

ンターなどをネットワークケーブル等によって接続した校内ネットワークのこと。子どもたちの活用を推進することにより、情報活用能力の育成や、主体的な学習活動の機会となる。また、授業でインターネット等を積極的に活用することにより、学習活動の幅が広がる。さらに、教員が校務を効率的に行えるようになる。

■心のパスポート

児童・生徒が自分自身の心の状態を点検することができるよう、常に携帯できる大きさのしおりを青梅市教育委員会が作成し、市内の公立小・中学生全員に毎年配布しているもの。また、保護者向けに、生命尊重やコミュニケーション力の育成など、健全育成に向けた視点を示したもの。(平成16年度より)

■コミュニティーサークル

学校を拠点として、地域住民の地域共同体意識を高めるための集団、グループ。

<サ行>

■授業改善推進プラン

全国学力学習状況調査(文部科学省)や児童・生徒の学力の向上を図るための調査(東京都)等の結果をもとに、自校の学習指導上の課題や各教科の指導の重点を整理した学力向上を図るための指導計画。保護者、市民にも公開し、年度末には授業改善の状況をまとめて公表する。

■授業改善のサイクル化

授業改善を、計画(Plan)→実施(Do)→点検(Check)→改善(Action)という過程で構成するサイクルにもとづいて実践すること。学校として組織的にプランの実践に取り組みながら、意図的、計画的に内容や実践状況を評価し、改善することが求められている。(「所報たまじむ」平成18年1月 東京都多摩教育事務所)

■巡回訪問相談

青梅市の心理相談員が幼稚園、保育所、小学校を巡回し、障害のある乳幼児や児童への教育的支援や家庭に対する支援の在り方について、訪問先の管理職や教職員、保護者等からの相談に応じて、指導・助言を実施する。

■小1プロブレム

小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する状態。

■小規模特別認定校制度

豊かな自然、歴史および伝統ある地域の中で、少人数の学習指導による確かな学力の定着や体力づくりを目指し、特色ある教育環境を推進している小規模校において教育を受けることを希望する保護者および児童・生徒に対して、就学すべき学校の指定変更を認める制度。(平成21年度より)

■小・中学校一貫教育

一つの中学校区内にある小学校と中学校が「目指す児童・生徒像」(育てたい児童・生徒像)を共有し、その実現を目指して、9年間の継続的で一貫性のある指導計画を作成し、教育活動を実施する。他の自治体のような9年間で4-3-2年制に区

切るような方法では実施しない。青梅市では、平成 22 年度より順次指導計画にもとづいて実施している。

■食育リーダー

学校において組織的な食育の推進を図るため、食に関する指導の全体計画の作成や授業改善についての助言、各家庭への情報発信等を行い、関係機関や家庭、地域との連携における調整等を行う。

■水曜子どもクラブ

自分の思いや考えをうまく伝えられなかったり、自分の感情をコントロールできなかったりする児童を対象に、ゲーム等の集団活動を通して他者とのコミュニケーションの基盤を作る活動。教育相談所が実施している。

■スクールカウンセラー

心の専門家として、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者が、児童・生徒のカウンセリングや保護者・教職員に対する支援・相談・情報提供などを行う。（「生徒指導提要」平成 22 年 文部科学省）

<タ行>

■地域安全マップ

各学校の学区域を児童・生徒や教員、保護者等が巡回し、犯罪が起りやすい場所や危険な場所をチェックし、犯罪が起りやすい場所等についての情報を共有するために自分たちで作成した地図。子どもの犯罪被害防止能力を高めるために実施する。

■中 1 ギャップ

小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態。

■適応指導教室

心理的な要因で不登校の状態となり長期欠席になっている児童・生徒を対象として、緩やかに学習活動を実施することによって、再び在籍校に登校し学校生活が送れるように指導、支援することを目的に設置した学級。

■東京都教育の日

都民の教育への関心を高め、次代を担う子どもたちの教育に関する取組を都民全体で推進し、都における教育の充実と発展を図るために毎年 11 月の第 1 土曜日を東京都教育の日として制定した。この日を中心にして、家庭・学校・地域等が協働した取組が行われている。（東京都教育委員会ホームページ）

■道徳授業地区公開講座

小・中学校における道徳教育の活性化を図るとともに、保護者、都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による道徳教育の推進に資するという趣旨で、平成 10 年度から東京都教育委員会が都内公立小・中学校等で開催している事業。①子どもの豊かな心を育てるための意見交換を通して家庭・学校・地域社会が一体となった道徳教育を推進すること。②道徳の授業の質を高め、道徳の時間の活性化を図ること。③道徳の授業を公開することにより、開かれた学校教育を推進することを目的として

いる。（「道徳授業地区公開講座推進資料2」 平成16年 東京都教育委員会）

■特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、校内委員会の運営、子どもの実態把握、保護者への支援、関係機関との連絡・調整、個別指導計画の作成・実施への支援等を行う。校長が指名した教員が担うが、複数の教員が役割を分担する場合もある。（特別支援教育の推進に関する理解啓発資料 平成17年 東京都教育委員会）

<ナ行>

■二学期制

学校の1年間の教育課程を、4月から10月までの前期と、11月から3月までの後期の2つの学期に分けて実施する方法。二期制、前後期制ともいう。

■ネイティブスピーカー（native speaker）

ある言語を母国語として話す人。本プランの中では、英語を母国語として話す人を示している。青梅市では、小学校第5、6学年の外国語活動と中学校の外国語（英語）の時間に、英語学習指導補助者（AET Assistant English Teacherの略）としてネイティブスピーカーを配置している。

<ハ行>

■服務規律

服務とは、公務員としての職務上、身分上の守るべき義務のこと。一定の義務や規律はあらゆる組織にあるが、公務員は「全体の奉仕者」として職務を遂行するために、一般市民よりも厳しい倫理規範が求められる。

さらに、公立学校の教員の服務は地方公務員法、教育公務員特例法等により具体的に規定されている。

■服務事故

一部の教員による非違行為。教員は、児童・生徒、保護者、地域の信頼にこたえるため、教育公務員としての服務の在り方について法令や事例等にもとづいて理解し、法令を遵守する態度を身に付けなければならない。

■ブックスタート（Book Start）

絵本を通じて赤ちゃんと保護者が言葉や心を通わせ、楽しい子育てを行うとともに、読書を通じた地域での子育て支援活動発展を目指す運動。1992年にイギリスのバーミンガムで始まった。青梅市では、民生・児童委員が生後4ヵ月までの乳児がいる家庭を訪問し、該当する保護者に絵本を贈呈する事業等を実施している。（「第二次青梅市子ども読書推進計画」 平成21年 青梅市）

青梅市教育推進プラン（改訂版）

発行日 平成23年3月

発行者 青梅市教育委員会

青梅市教育委員会の教育施策

－令和 8 年度教育施策の概要・
青梅市教育推進プラン－

発行年月 令和 8 年 4 月
発 行 青梅市教育委員会
青梅市東青梅 1 - 1 1 - 1
編 集 青梅市教育委員会 学校教育部教育総務課
0428-22-1111 内線 2352・2353